

宇和島市障がい者計画・ 障がい福祉計画（第５期）

平成 30（2018）年 3 月

宇和島市

はじめに

政府は平成19年に署名した「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」の批准に向けた国内法の整備を進め、平成26年末に国会での批准手続きを終え、同条約は平成26年2月に我が国においてその効力を発生することとなりました。

この間、平成23年に障害者基本法が改正され、「すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」の実現という新たな理念が掲げられるとともに、障害者自立支援法から障害者総合支援法への改正、児童福祉法の改正等を通じ、障がい者の日常生活と社会生活を総合的に支えるための福祉施策の充実が図られてきました。また、障害者差別解消法が平成28年度から施行され、差別の解消のための必要かつ合理的な配慮の実施が求められています。

本市では、障がい者（児）のニーズや各種施策の実施状況等を踏まえ、平成27年4月に「宇和島市障害福祉計画（第4期）」を策定し、障がい福祉施策を推進してきました。

本計画では、第4期計画で掲げた基本理念である「うわじま ノーマライゼーションプラン」を引き継ぎ、障がい者（児）の「自立と社会参加」の促進と、誰もが安心して共に暮らせる「共生社会」の実現をめざして、国や県をはじめ市民の皆様や関係機関・関係団体等との連携を図りながら施策の推進に努めるとともに、障がいのある人を含むすべての市民の皆様が、健康でいきいきと暮らせるまちづくりをめざしてまいります。

終わりに、本計画策定に当たりご協力をいただきました関係者の皆様、貴重な御意見を寄せて下さいました市民の皆様に、心より感謝申し上げます。

平成 30 年 3 月

宇和島市長 **岡原 文彰**

目 次

第1章 計画の概要.....	1
1 計画策定の背景と趣旨.....	1
2 計画の位置づけ.....	8
3 計画の期間.....	10
4 計画策定体制と策定方法.....	10
第2章 障がいのある人を取り巻く現状.....	11
1 人口・世帯について.....	11
2 障がいのある人の状況と課題.....	12
第3章 障がい福祉に関する基本的な考え方.....	24
1 基本理念.....	24
2 計画の視点.....	24
3 計画の基本目標.....	25
第4章 障がい者計画.....	26
1 差別解消・権利擁護の推進.....	27
2 地域生活支援の充実.....	32
3 保健・医療の充実.....	37
4 療育・保育・教育の充実.....	39
5 雇用・就労の充実.....	42
6 生活環境の整備.....	44
第5章 障がい福祉計画.....	49
1 第5期計画における成果目標.....	49
2 障害福祉サービスの見込量.....	52
3 障害児通所支援事業の見込量.....	57
4 地域生活支援事業の見込量.....	60
第6章 計画の推進体制.....	66
1 計画の広報・周知.....	66
2 計画の推進.....	66
3 計画の進捗管理.....	67
資料編.....	68
1 宇和島市障害者計画・障害福祉計画（第5期）検討委員会委員名簿.....	68
2 宇和島市障害者計画検討委員会設置要綱.....	69
3 宇和島市障害福祉計画検討委員会設置要綱.....	71
4 障害福祉に関するアンケート調査結果.....	73

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨

(1) 宇和島市の取り組み

宇和島市（以下、本市という。）では、平成 18（2006）年度に障害福祉サービスの充実をめざして「第 1 期宇和島市障害福祉計画」を、平成 20（2008）年度に『～安心してうわじまで暮らせる、自立と共生のまちへ～』を基本理念とした「宇和島市障害者計画」を策定して、障がいのある人に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。その後も、国の障がい者施策の制度改革等を踏まえながら、平成 21（2009）年度に「第 2 期宇和島市障害福祉計画」を、平成 24（2012）年度に「第 3 期宇和島市障害福祉計画」を策定、平成 27（2015）年度には、第 3 期までの「障害福祉計画」における施策を評価・検証し、より本市の実情に応じた「宇和島市障害福祉計画（第 4 期）」を策定し、『うわじま ノーマライゼーションプラン』を基本理念として、障がいのある人や障がい福祉に関する取り組みを進めてきました。また、平成 27（2015）年度には、本市の障がいのある人に関する施策の基本的な事項を定める「宇和島市障害者計画」を策定しています。

この度、「宇和島市障害福祉計画（第 4 期）」が計画期間終了を迎えることや、国の制度改革、本市の障がいのある人を取り巻く環境の変化等を踏まえ、「宇和島市障がい者計画・障がい福祉計画（第 5 期）」（以下、本計画という。）を策定することとしました。なお、本計画では「宇和島市障がい児福祉計画（第 1 期）」も一体的に策定しています。

■障がい者計画と障がい（児）福祉計画との関連イメージ

障がい者計画

障害者基本法に基づき、障がい者施策全般にかかわる理念、基本的な方針及び目標を定めた計画。「障がいのある人のための施策に関する基本計画」という位置づけ。

障がい福祉計画・障がい児福祉計画

障害福祉サービスの提供体制の確保やその他障害者総合支援法等に基づく業務の円滑な実施に関する計画。「障がい福祉に関する事業計画」という位置づけ。

<策定する事項>

- 平成 32（2020）年度における成果目標
 - ・福祉施設から地域生活への移行
 - ・精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 等
- 障害（児）福祉サービス
 - ・各年度におけるサービス種類ごとの見込量と確保のための方策
- 地域生活支援事業（必須事業、任意事業）
 - ・各年度におけるサービス種類ごとの見込量と確保のための方策

(2) 障がい福祉をめぐる国の動向

国の障がい福祉施策においては、法律や制度が大きく変化してきました。中でも最も大きな変更点の一つが、平成 18（2006）年 4 月の「障害者自立支援法」の施行による、障がい者施策の 3 障がい（身体障がい・知的障がい・精神障がい）一元化と障がい者に対するサービス体系の再編でした。

その後、平成 24（2012）年に「障害者自立支援法」は「障害者総合支援法」へと改正され、谷間のない支援提供のための障がい者の範囲の変更（難病等の追加）、障害程度区分から支援区分への改定、重度訪問介護の対象拡大、共同生活介護（ケアホーム）の共同生活援助（グループホーム）への一元化、地域移行支援の対象の拡大、地域生活支援事業の追加等、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備がなされています。

この間、平成 23（2011）年には「障害者基本法」が改正され、障がい者の定義の中で、発達障がいを精神障がいに含め、さらに社会的障壁が生活を制限する原因と明示されるなどの変更がなされました。平成 25（2013）年に成立した「障害者差別解消法」では、国の行政機関や地方公共団体での「障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止」や「障がい者への合理的配慮の提供」が求められ、平成 28（2016）年 4 月に施行されました。

また、障がい児への支援に関しては、「児童福祉法」の一部改正により、障がい児支援の提供体制を計画的に確保し、保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等が連携することで、ライフステージに応じた切れ目のない支援の実現に向けた「第 1 期障がい児福祉計画」を策定することとなりました。

■障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律[平成 30（2018）年 4 月施行]改正ポイント

1. 障がい者の望む地域生活の支援
 - (1) 自立生活援助の創設
 - (2) 就労定着支援の創設
 - (3) 重度訪問介護の訪問先の拡大
 - (4) 高齢障がい者の介護保険サービスの円滑な利用
2. 障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応
 - (1) 居宅訪問により児童発達支援を提供するサービスの創設
 - (2) 保育所等訪問支援の支援対象の拡大
 - (3) 医療的ケアを要する障がい児に対する支援
 - (4) 障がい児のサービス提供体制の計画的な構築（障がい児福祉計画の策定）
3. サービスの質の確保・向上に向けた環境整備
 - (1) 補装具費の支給範囲の拡大（貸与の追加）
 - (2) 障害福祉サービス等の情報公表制度の創設

(3) 計画の対象

この計画における「障がい」とは、障害者基本法及び障害者総合支援法の定義による、身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、高次脳機能障がい、その他の心身の機能の障がい（政令に基づき厚生労働大臣が定める難病等による障がいを含む）をさすものとし、「障がいのある人」とは、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受ける状態にある人を総称しています。

(4) 第5期計画における見直しのポイント

国においては、第5期障がい福祉計画の策定に向けて基本指針が改訂されました。第5期障がい福祉の見直しの主なポイントは以下のとおりです。

ポイント1 地域における生活の維持及び継続の推進

- ・ 地域生活支援拠点等の整備を一層進める。
- ・ 基幹相談支援センターの有効活用や設置を促進する。

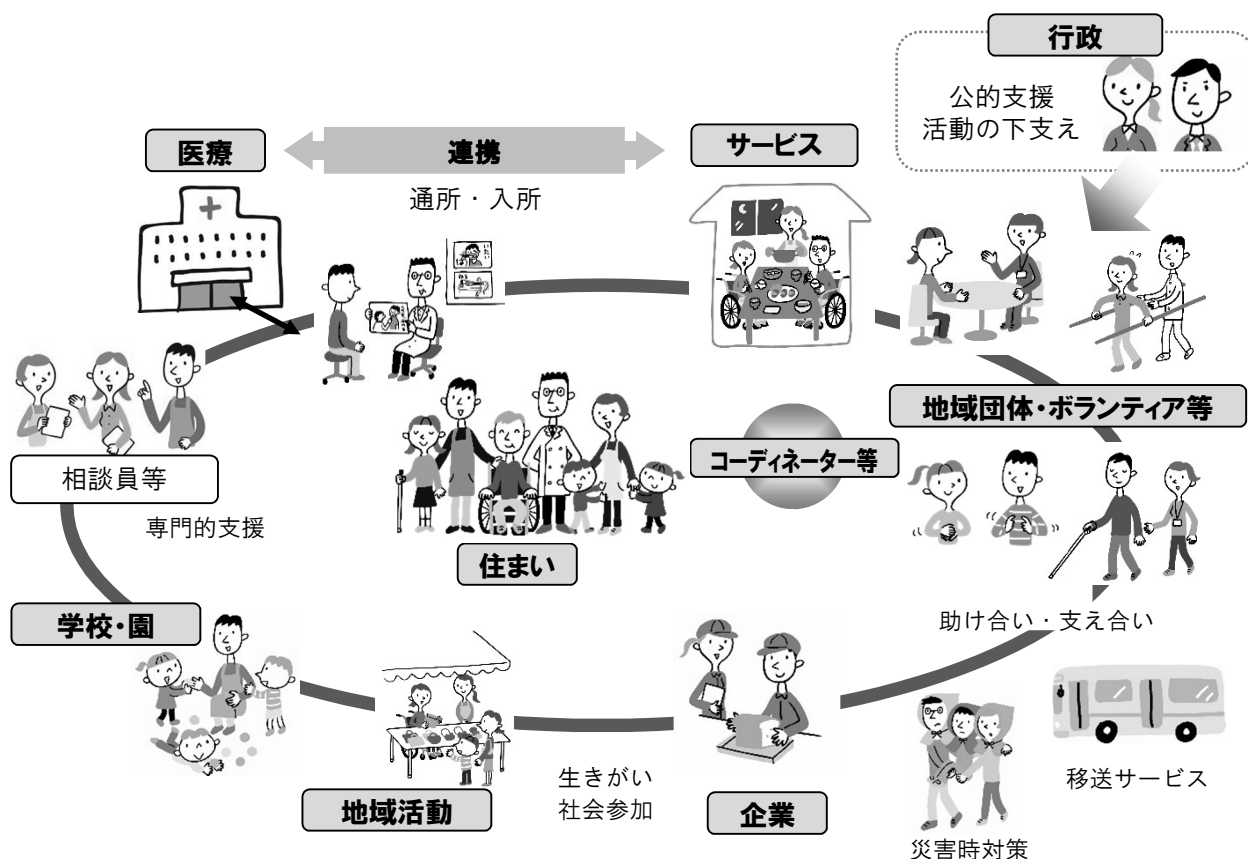
ポイント2 精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・ 精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築をめざすことを政策理念として明確にする。

ポイント3 発達障がい者支援の一層の充実

- ・ 地域の実情に応じた体制整備を計画的に図るため、発達障がい者支援地域協議会設置の重要性を盛り込む。
- ・ 可能な限り身近な場所において必要な支援を受けられるよう、適切な配慮をすることの重要性を盛り込む。

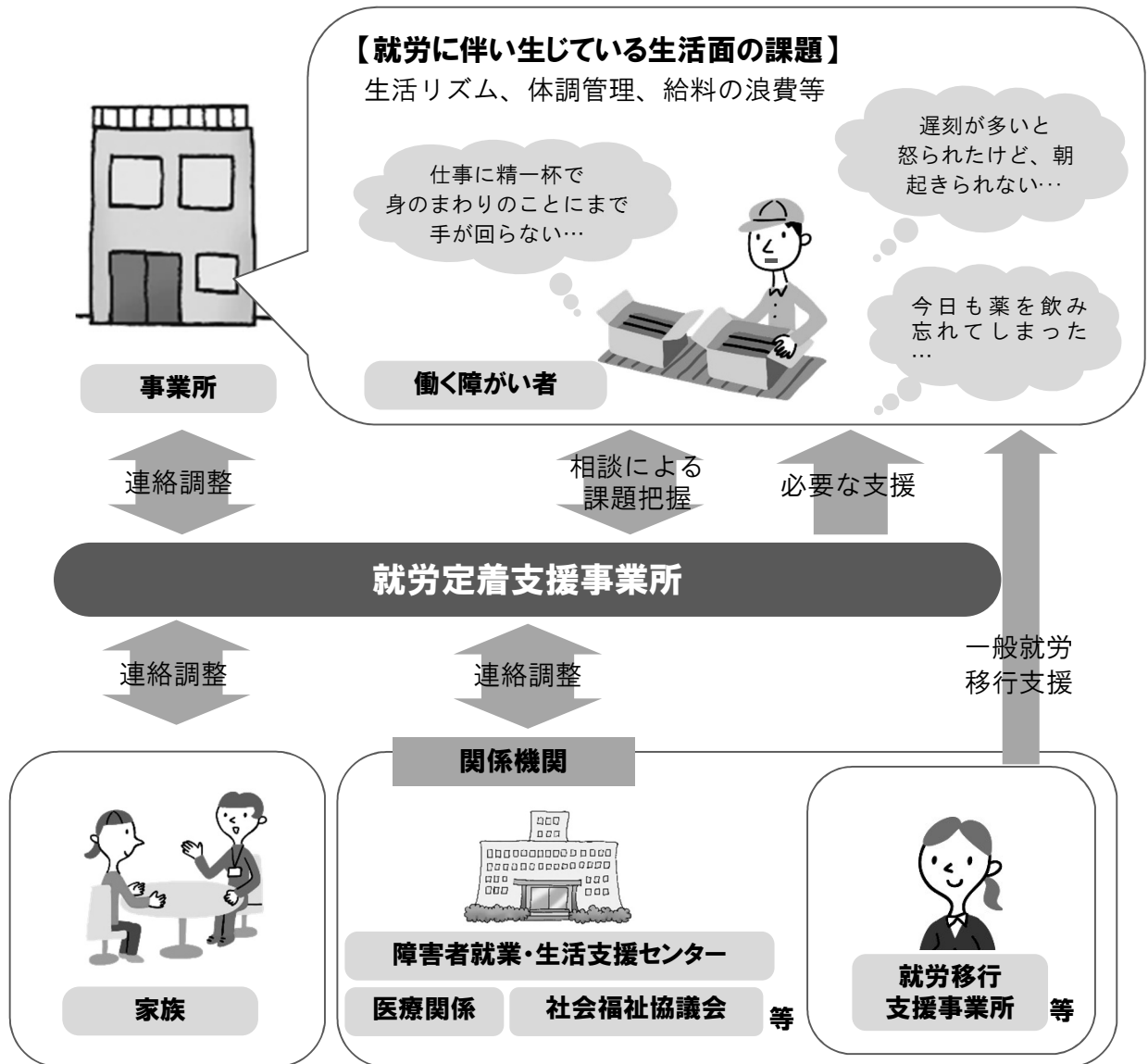
■地域で包括的に支援する仕組みのイメージ図



ポイント4 就労定着に向けた支援

- ・ 就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービス（就労定着支援）が創設されることを踏まえ、職場定着率を成果目標に追加する。

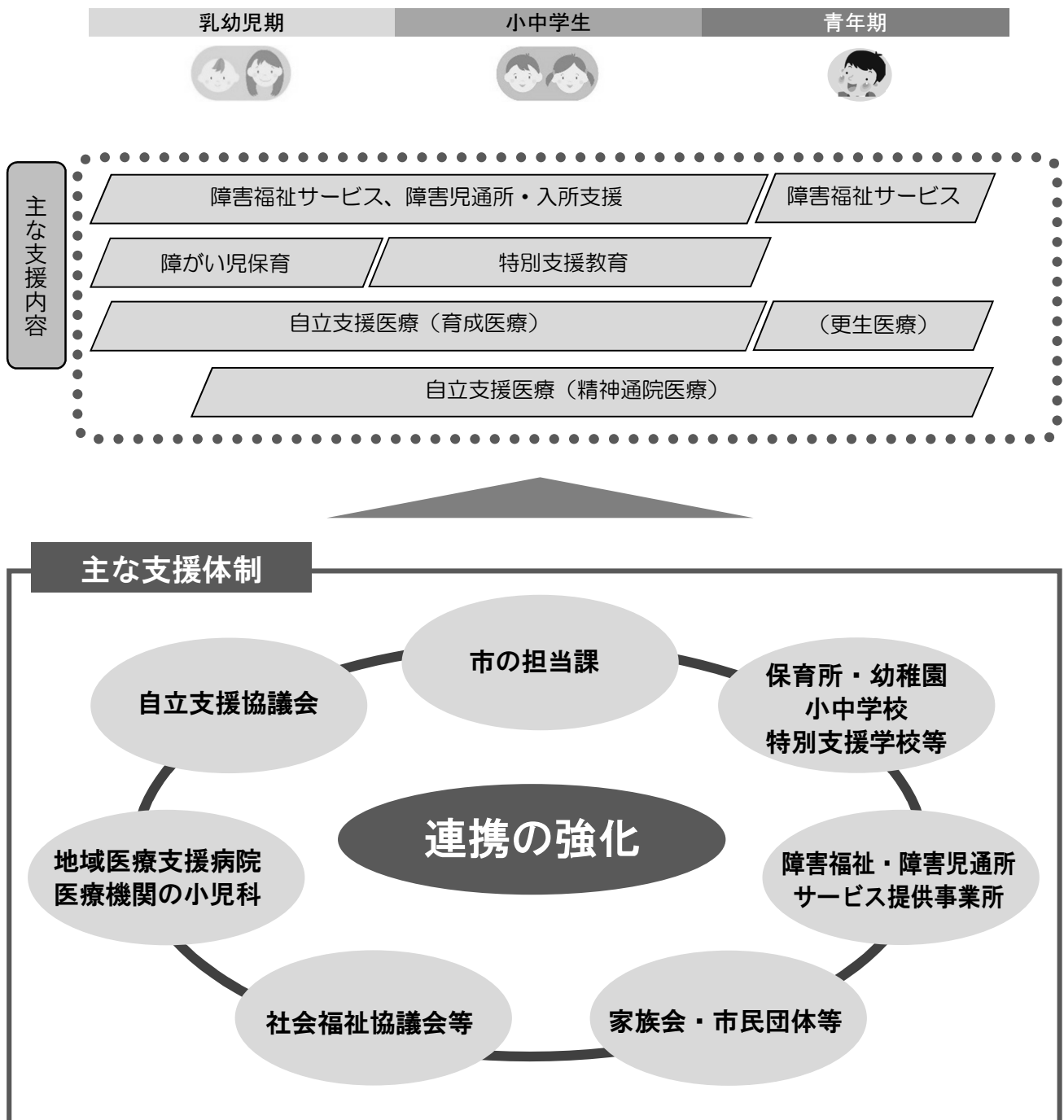
■就労定着に向けた支援のイメージ図



ポイント5 障がい児のサービス提供体制の計画的な構築

- ・ 児童発達支援センターを中心とした地域支援体制を構築する。
- ・ ライフステージに応じた切れ目のない支援と保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等と連携した支援を提供する体制の構築を図る。

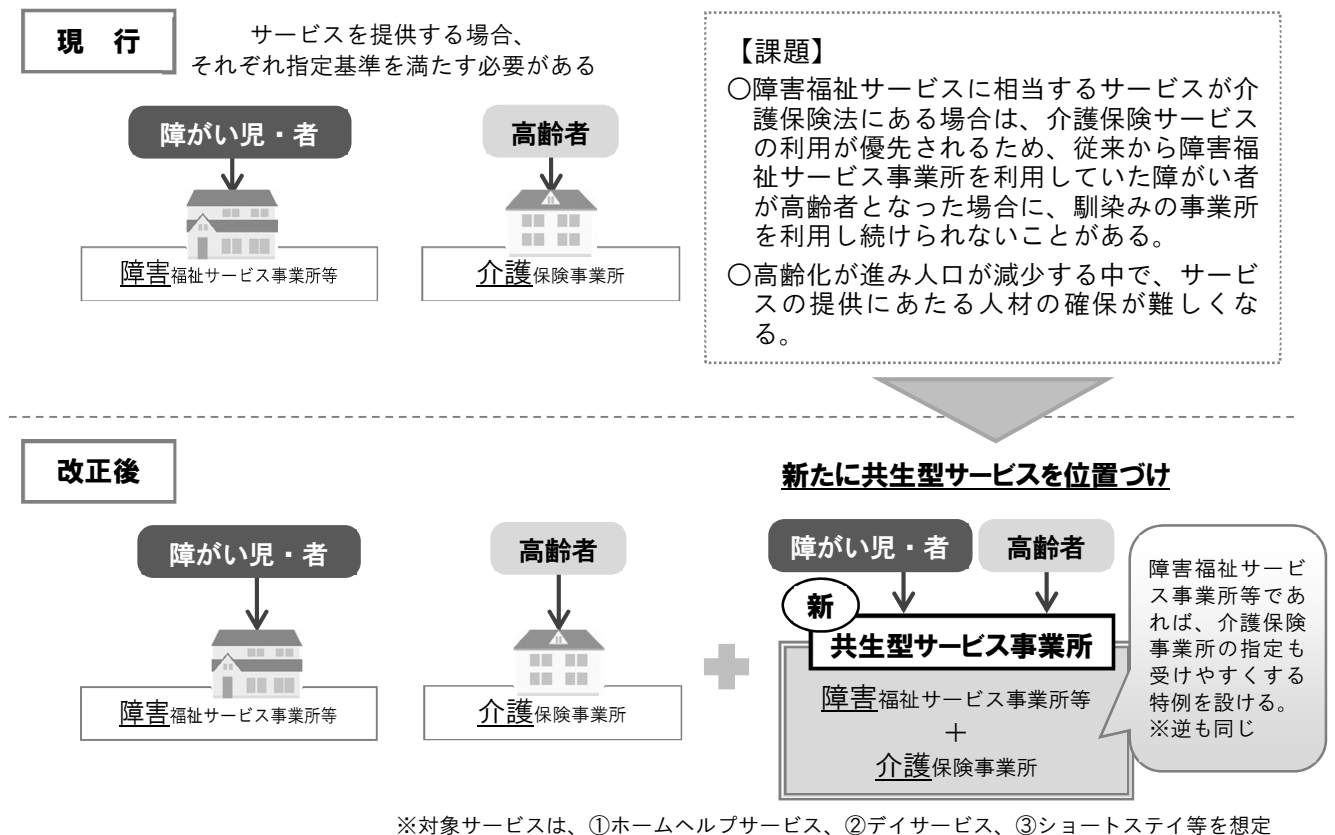
■障がい児のサービス提供体制のイメージ図



ポイント6 「地域共生社会」の実現に向けた取り組み

- ・ 高齢者、障がい者、児童等の福祉サービスについて、相互に又は一体的に利用しやすい仕組みづくりの方向性を盛り込む。
- ・ 住民団体等によるインフォーマル活動への支援等、地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みづくりの方向性を盛り込む。

■ 1つの事業所で障害福祉サービスと介護サービスを提供するイメージ図



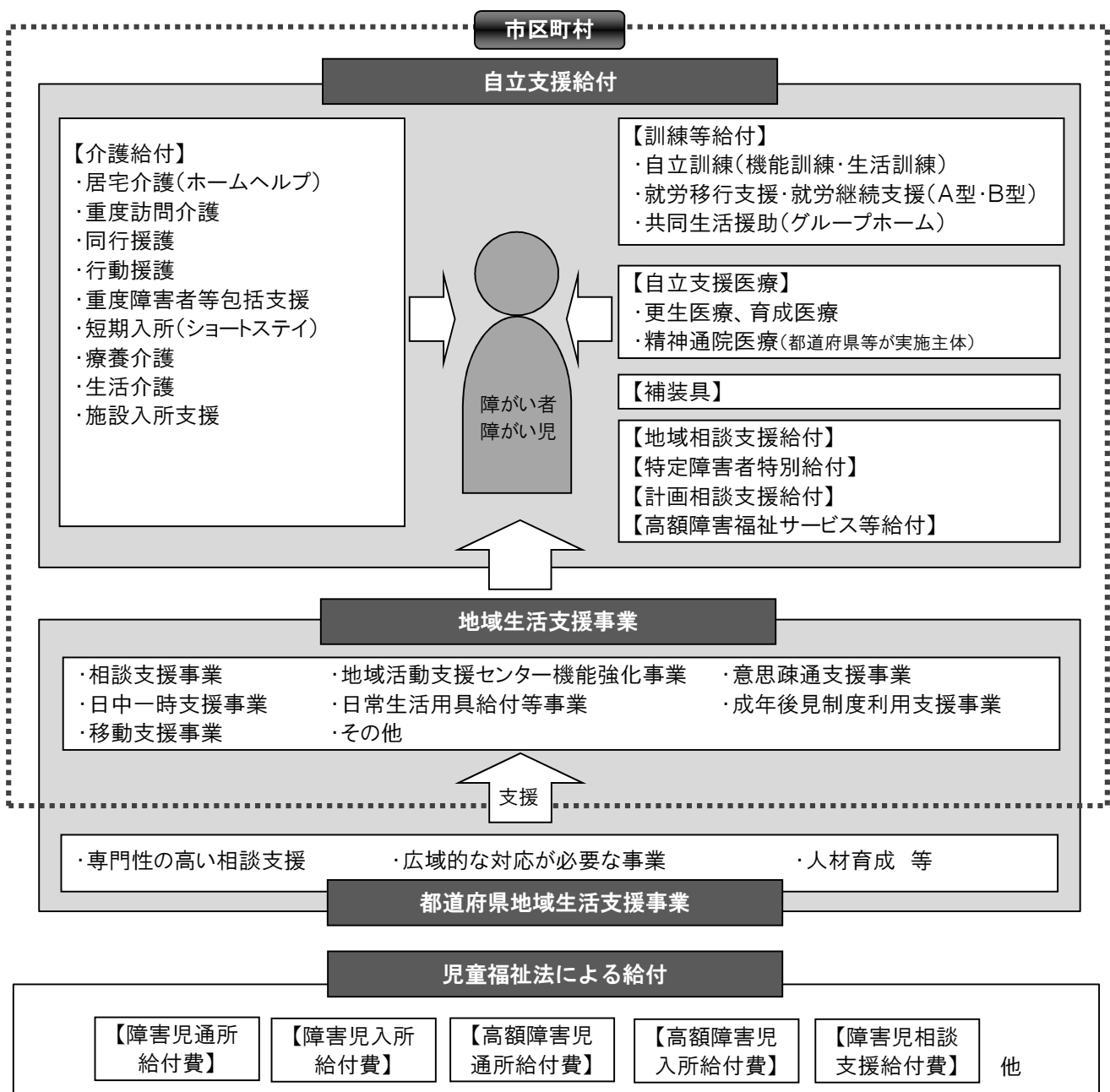
資料：平成 28 年度全国厚生労働関係部局長会議(全体会議・厚生分科会)資料

(5) 障害者総合支援法のサービス体系

「障害者総合支援法」によるサービスは、国や都道府県の義務的経費が伴う個別給付としての「自立支援給付」と、市町村の創意工夫により利用者の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別され提供されています。これに加え、「児童福祉法」に基づく障害児（福祉）サービスとの連携を図っています。

また、平成 30（2018）年から「自立生活援助」や「就労定着支援」、「居宅訪問型児童発達支援」が新しく開始されます。

■障害者総合支援法のサービス体系

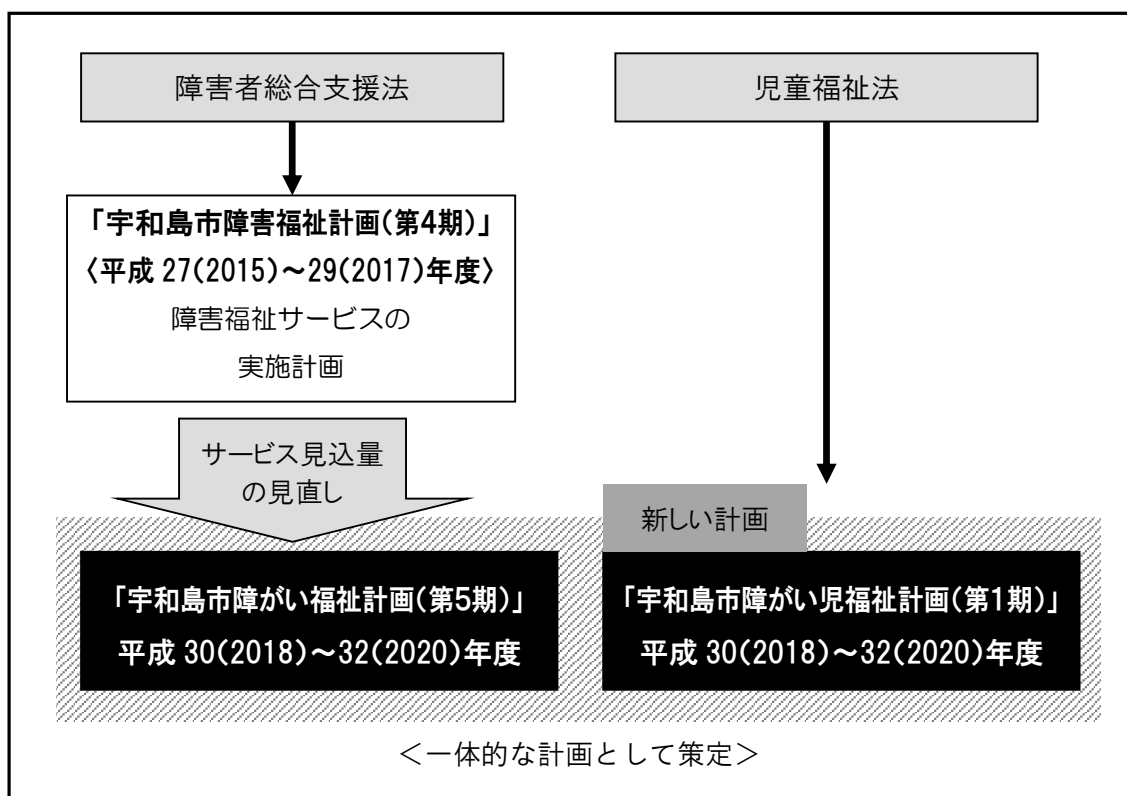


※「自立生活援助」「就労定着支援」「居宅訪問型児童発達支援」は平成 30(2018)年より開始

2 計画の位置づけ

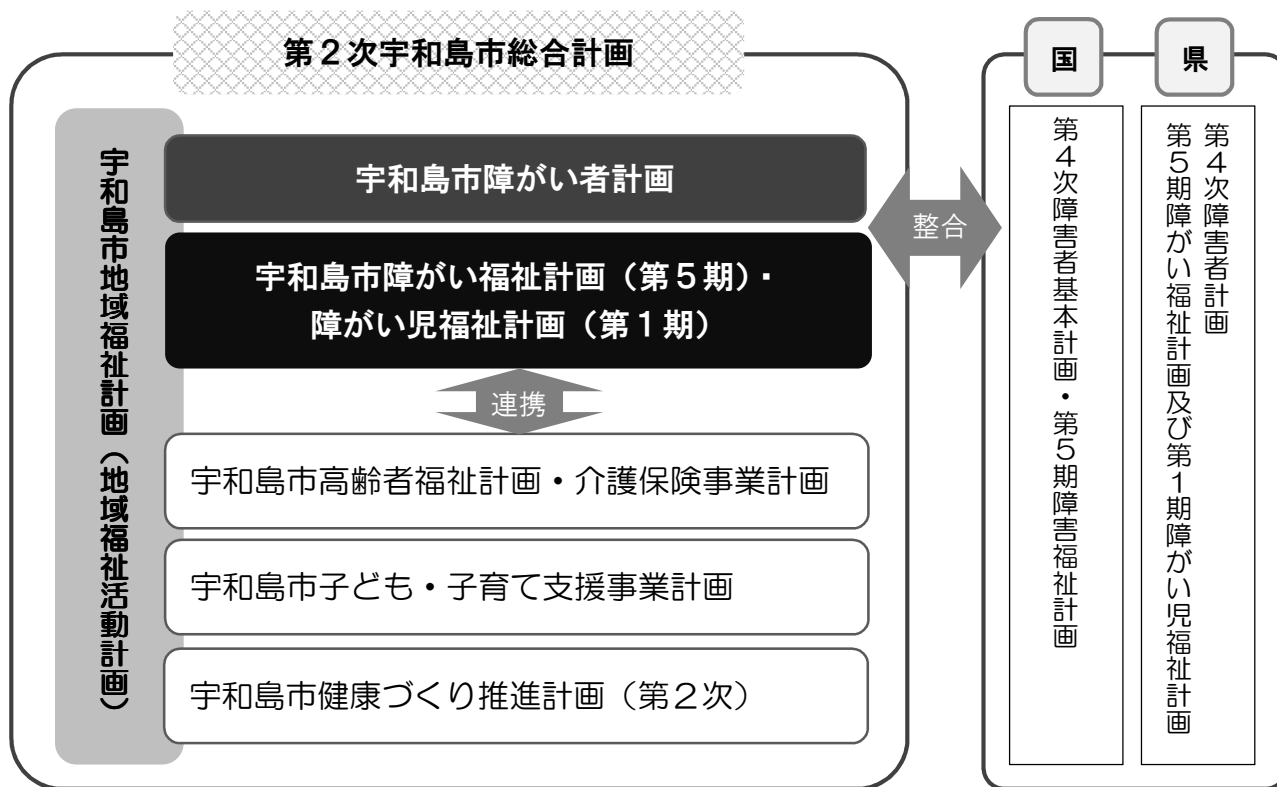
(1) 法的な位置づけ

本計画は、「障害者総合支援法」第 88 条に基づく「市町村障害福祉計画」と「児童福祉法」第 33 条の 20 に基づく「市町村障害児福祉計画」として、障害福祉サービス、障害児通所支援、障害児相談支援等のサービスの必要量及び必要量確保のための方策を定める計画です。



(2) 各種計画との関係

障がいのある人の支援については、様々な分野の取り組みを総合的・一体的に進める必要があります。このため、本計画は、国の「障害者基本計画（第4次）」[平成 30（2018）年度～34（2022）年度]、「障害福祉計画（第5期）」[平成 30（2018）年度～32（2020）年度]や「愛媛県障害者計画（第4次）」[平成 27（2015）年度～31（2019）年度]、「第5期愛媛県障がい福祉計画及び第1期愛媛県障がい児福祉計画」[平成 30（2018）年度～32（2020）年度]、また、本市における上位計画である「第2次宇和島市総合計画」[平成 30（2018）年度～39（2027）年度]との整合を図りつつ、「宇和島市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」をはじめとする福祉関連の計画、ならびに人権や教育、まちづくり、防災等の関連分野の計画とも連携しながら推進するものとします。



（３）計画策定における連携

愛媛県障がい福祉計画及び愛媛県障がい児福祉計画においては、障がい保健福祉圏域が設定され、それぞれ数値目標を定めた圏域ビジョンが示されています。

本市は宇和島圏域に属しており、松野町、鬼北町、愛南町等の近隣市町との連携を図るとともに、近隣圏域との連携を図っていきます。



3 計画の期間

本計画の計画期間は、「障がい者計画」は平成 27（2015）年度から平成 32（2020）年度までの 6 年間、「障がい福祉計画（第 5 期）」は平成 30（2018）年度から平成 32（2020）年度までの 3 年間とします。

なお、「障がい者計画」については、この度の「障がい福祉計画」の策定にあわせ、必要部分を見直し、改訂するものとします。

平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)	平成 33 年度 (2021)	平成 34 年度 (2022)	平成 35 年度 (2023)
障がい者計画 平成 27 (2015) ~ 32 (2020) 年度 (6 年間)						次期障がい者計画 平成 33 (2021) ~ 38 (2026) 年度 (6 年間)		
障害福祉計画（第 4 期） 平成 27 (2015) ~ 29 (2017) 年度 (3 年間)			障がい福祉計画（第 5 期） 平成 30 (2018) ~ 32 (2020) 年度 (3 年間)			次期障がい福祉計画 平成 33 (2021) ~ 35 (2023) 年度 (3 年間)		

4 計画策定体制と策定方法

（１）計画検討委員会

本計画の策定にあたっては、市民や関係者等の意見を反映するために、「宇和島市障害者計画・障害福祉計画（第 5 期）検討委員会」を設置し、障がいのある人を取り巻く現状と課題の計画への反映や、必要な障害福祉サービス等の見込量について協議を行いました。

（２）アンケート調査

障がいのある人の生活状況や障がい者施策に関する意向等を把握するため、「障害福祉に関するアンケート調査」を実施し、その結果を計画に反映しました。

（３）ヒアリング調査

これまでの本市の障がい者施策や今後の課題、事業所におけるサービスの提供状況等を把握するため、関係団体・事業所を対象に「障害福祉計画に係る状況調査」を実施しました。

（４）パブリックコメント

庁内関係課との調整を図るとともに、計画策定に広く市民の意見を反映させるため、市ホームページにおいて計画案を公表し、パブリックコメントを実施しました。

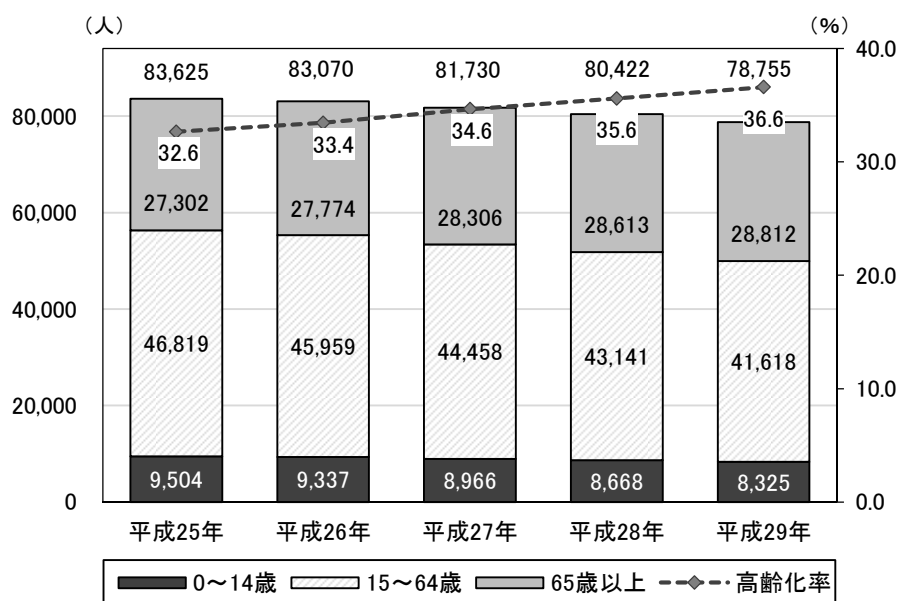
第2章 障がいのある人を取り巻く現状

1 人口・世帯について

総人口の推移をみると、年々減少しており、平成 29 (2017) 年には 78,755 人となっています。年齢3区分別にみると、0～14 歳、15～64 歳の人口は減少している一方で、65 歳以上の人口は増加し、高齢化率は年々上昇しており、少子高齢化が進んでいます。

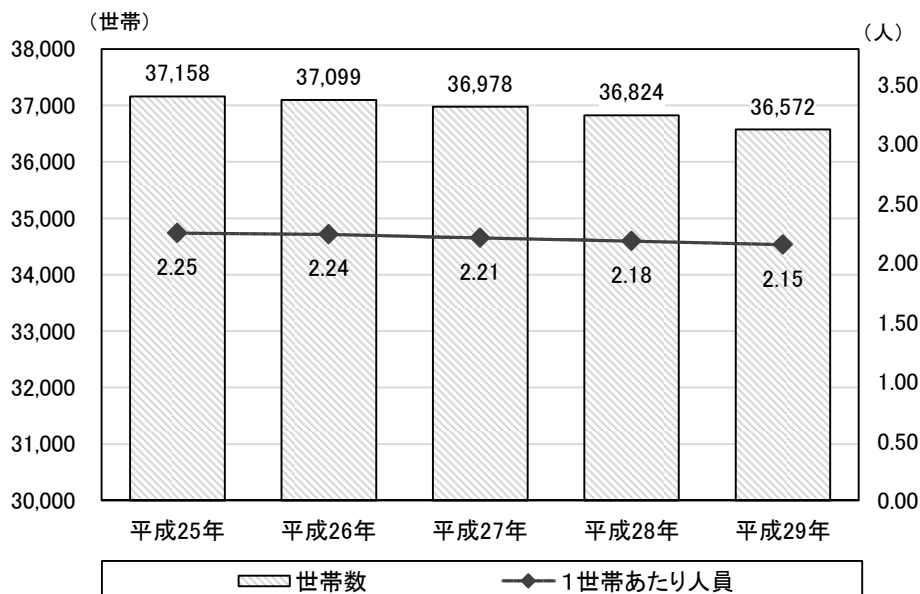
世帯数の推移をみると、年々減少しています。また、1 世帯あたり人員も減少しており、平成 29 (2017) 年には 2.15 人となっています。

■総人口と年齢3区分別人口の推移



資料：【国】住民基本台帳[各年1月1日付、平成 25(2013)年のみ3月末日付]

■世帯数と1 世帯あたり人員の推移



資料：【国】住民基本台帳[各年1月1日付、平成 25(2013)年のみ3月末日付]

2 障がいのある人の状況と課題

(1) 障害者手帳所持者について

障害者手帳の所持者総数は減少傾向にあり、平成 28（2016）年度には 5,477 人となっています。手帳別所持者数をみると、平成 24（2012）年度に比べて平成 28（2016）年度における身体障害者手帳の所持者数は 432 人減少していますが、療育手帳は 59 人増加、精神障害者保健福祉手帳は 86 人増加しています。

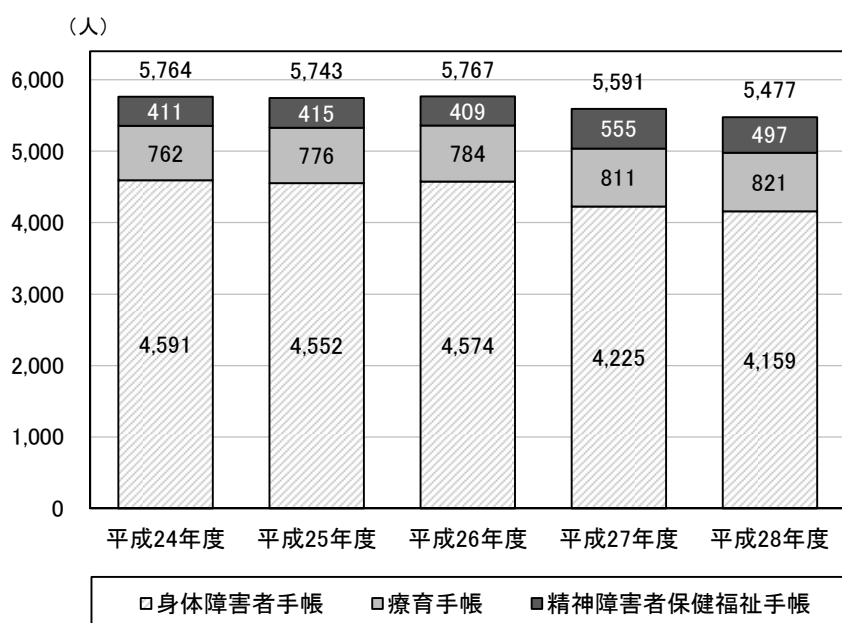
■障害者手帳所持者数の推移（手帳別）

単位：人

	平成 24 年度 (2012)	平成 25 年度 (2013)	平成 26 年度 (2014)	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	5 か年 増減
身体障害者手帳	4,591	4,552	4,574	4,225	4,159	-432
療育手帳	762	776	784	811	821	59
精神障害者 保健福祉手帳	411	415	409	555	497	86
合計	5,764	5,743	5,767	5,591	5,477	-287

資料：宇和島市保健福祉部福祉課障害福祉係

■障害者手帳所持者数の推移（手帳別）グラフ



①身体障害者手帳所持者数

身体障害者手帳の所持者数は減少傾向にあり、平成 28（2016）年度には 4,159 人となっています。

年齢別にみると、18 歳未満、18 歳以上ともに減少しています。等級別、障害種類別にみると、年度によって微増微減はあるものの、いずれも概ね減少傾向にあります。等級別では、1 級・2 級の占める割合が 5 割を超えています。

また、障害種類別では、内部障害の割合が年々上昇しており、生活習慣病（高血圧・糖尿病・動脈硬化・一部のがん）などの予防可能な疾病の重症化や合併症等（人工透析・心筋梗塞・慢性閉塞性呼吸器疾患など）が一因と考えられます。

■身体障害者手帳所持者数の推移（年齢別）

単位：人

	平成 24 年度 (2012)	平成 25 年度 (2013)	平成 26 年度 (2014)	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)
18 歳未満	57	53	48	49	48
18 歳以上	4,534	4,499	4,526	4,176	4,111
合計	4,591	4,552	4,574	4,225	4,159

資料：宇和島市保健福祉部福祉課障害福祉係

■身体障害者手帳所持者数の推移（等級別）

単位：人

	平成 24 年度 (2012)	平成 25 年度 (2013)	平成 26 年度 (2014)	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)
1 級	1,590	1,576	1,585	1,506	1,522
2 級	898	877	880	769	750
3 級	718	707	707	637	612
4 級	903	922	925	866	846
5 級	269	258	265	251	243
6 級	213	212	212	196	186
合計	4,591	4,552	4,574	4,225	4,159
1・2 級占有率	54.2%	53.9%	53.9%	53.8%	54.6%

資料：宇和島市保健福祉部福祉課障害福祉係

■身体障害者手帳所持者数の推移（障害種類別）

単位：人

	平成 24 年度 (2012)	平成 25 年度 (2013)	平成 26 年度 (2014)	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)
視覚	373	362	365	322	310
聴覚・平衡機能	322	323	321	305	291
言語・聴覚 そしゃく機能	50	49	49	45	44
肢体不自由	2,494	2,457	2,459	2,246	2,202
内部障害	1,352	1,361	1,380	1,307	1,312
合計	4,591	4,552	4,574	4,225	4,159
内部障害占有率	29.4%	29.9%	30.2%	30.9%	31.5%

資料：宇和島市保健福祉部福祉課障害福祉係

②療育手帳所持者数

療育手帳の所持者数は年々増加しており、平成 28（2016）年度には 821 人となっています。

年齢別にみると、18 歳未満、18 歳以上ともに増加しています。

平成 28（2016）年度末における療育手帳所持者のうち、18 歳未満は全体の 18.0%、平成 28 年度療育手帳新規交付申請児 21 人のうち、発達障がい児が 11 人で 52.4%を占めています。

また、等級別にみると、重度、重度以外（中・軽度）のいずれも増加しており、特に重度以外（中・軽度）は、平成 24（2012）年度に比べて平成 28 年度では 56 人増加し、506 人となっています。

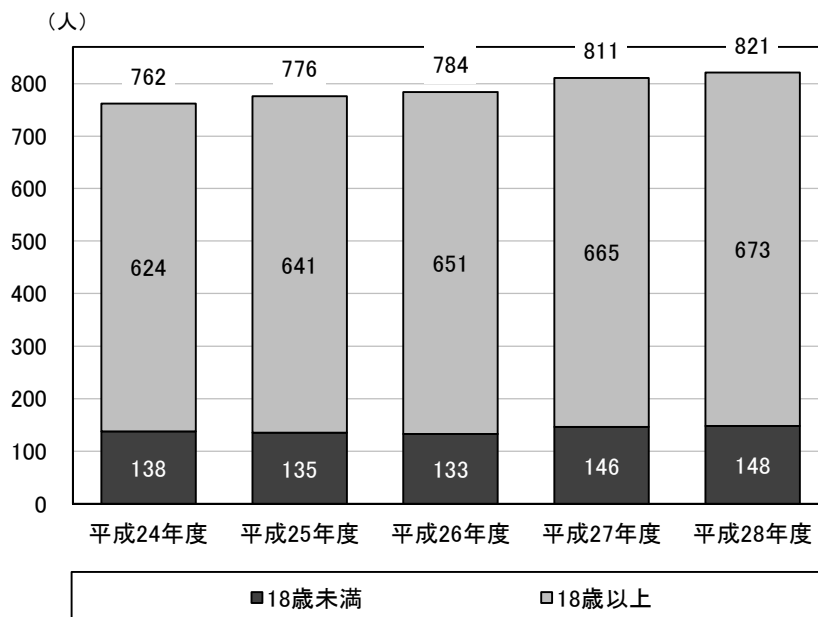
■療育手帳所持者数の推移（年齢別）

単位：人

	平成 24 年度 (2012)	平成 25 年度 (2013)	平成 26 年度 (2014)	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)
18 歳未満	138	135	133	146	148
18 歳以上	624	641	651	665	673
合計	762	776	784	811	821

資料：宇和島市保健福祉部福祉課障害福祉係

■療育手帳所持者数の推移（年齢別）グラフ



■療育手帳所持者数の推移（等級別）

単位：人

	平成 24 年度 (2012)	平成 25 年度 (2013)	平成 26 年度 (2014)	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)
重度	312	312	312	316	315
重度以外	450	464	472	495	506
合計	762	776	784	811	821

資料：宇和島市保健福祉部福祉課障害福祉係

③精神障害者保健福祉手帳所持者数

精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、平成 24（2012）年度に比べ平成 28（2016）年度では 86 人増加し、497 人となっています。

年齢別にみると、18 歳未満は、平成 27（2015）年度、平成 28（2016）年度と増加しており、発達障がいによる手帳所持者が含まれていることが影響しています。

また、等級別にみると、いずれの等級も平成 27（2015）年度に増加しましたが、平成 28（2016）年度には減少に転じました。特に 1 級は 32 人減少し、56 人となっています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（年齢別）

単位：人

	平成 24 年度 (2012)	平成 25 年度 (2013)	平成 26 年度 (2014)	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)
18 歳未満	0	0	0	4	9
18 歳以上	411	415	409	551	488
合計	411	415	409	555	497

資料：宇和島市保健福祉部福祉課障害福祉係

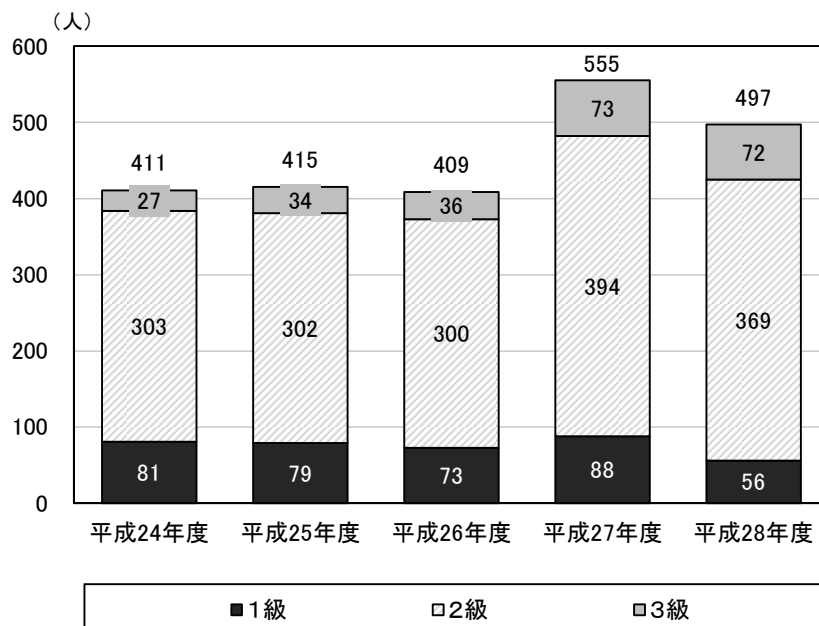
■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（等級別）

単位：人

	平成 24 年度 (2012)	平成 25 年度 (2013)	平成 26 年度 (2014)	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)
1 級	81	79	73	88	56
2 級	303	302	300	394	369
3 級	27	34	36	73	72
合計	411	415	409	555	497

資料：宇和島市保健福祉部福祉課障害福祉係

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（等級別） グラフ



(2) 自立支援医療費受給者について

自立支援医療費の受給者数は年々増加しており、平成 28（2016）年度には 1,770 人となっています。

対象別にみると、精神通院医療は年々増加している一方、更生医療は年々減少しています。育成医療は平成 27（2015）年度まで減少していましたが、平成 28（2016）年度は増加に転じ、26 人となっています。

■自立支援医療費受給者数の推移

単位：人

	平成 24 年度 (2012)	平成 25 年度 (2013)	平成 26 年度 (2014)	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)
精神通院医療	1,053	1,074	1,100	1,269	1,343
更生医療	471	467	450	403	401
育成医療	—	28	25	16	26
合計	1,524	1,569	1,575	1,688	1,770

資料：宇和島市保健福祉部福祉課障害福祉係

(3) 重度心身障害者医療費受給者について

重度心身障害者医療費の受給者数は年々減少しています。平成 24（2012）年度に比べて平成 28（2016）年度では 154 人減少し、2,233 人となっています。

■重度心身障害者医療費受給者数の推移

単位：人

	平成 24 年度 (2012)	平成 25 年度 (2013)	平成 26 年度 (2014)	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)
総数	2,387	2,351	2,343	2,276	2,233

資料：宇和島市保健福祉部福祉課障害福祉係

(4) 発達障がいのある人について

発達障がいのある人の数を把握することは困難ですが、平成 24（2012）年度の文部科学省調査結果によると、小中学校の通常学級に在籍する児童生徒のうち、6.5%程度が発達障がいの可能性があるとしてされています。

(5) 難病のある人について

平成 25（2013）年 4 月 1 日施行の障害者総合支援法では、障がい者に新たに難病等が追加され、難治性疾患克服研究事業の対象である 130 疾患と関節リウマチの方が対象となりました。

さらに、平成 27（2015）年 1 月 1 日からは対象疾患が 130 から 151 疾患へ、同年 7 月 1 日から 332 疾患へ、平成 29（2017）年 4 月 1 からは 358 疾患へ拡大され、障害者手帳の所持にかかわらず、必要と認められた支援（障害者福祉サービス等）が利用できるようになっています。

(6) 障がい児の状況について

①特別支援学級の在籍者数

児童生徒の総数が減少する中で、特別支援学級の在籍者数は増加傾向にあり、平成 28 (2016) 年度には特別支援学級在籍者割合が、小学校・中学校ともに 2 %を超えています。

■特別支援学級在籍者数の推移

単位：人、%

		平成 24 年度 (2012)	平成 25 年度 (2013)	平成 26 年度 (2014)	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)
小学校	児童総数	3,963	3,876	3,701	3,538	3,483
	特別支援学級 児童数	67	73	68	69	75
	割合	1.69	1.88	1.84	1.95	2.15
中学校	生徒総数	2,021	1,887	1,828	1,681	1,566
	特別支援学級 生徒数	24	25	28	28	33
	割合	1.19	1.32	1.53	1.67	2.11

資料：学校基本調査

②特別支援学校の在籍者数

平成 29 (2017) 年の特別支援学校の在籍者数は、宇和特別支援学校が小学部 14 人、中学部 13 人、高等部 39 人の合計 66 人となっています。松山盲学校は中学部 1 人、高等部 1 人の合計 2 人、しげのぶ特別支援学校は小学部 1 人となっています。

■市外の特別支援学校在籍者数[平成 29 (2017) 年 5 月 1 日]

単位：人

学校名	小学部	中学部	高等部	合計
宇和特別支援学校（知的障がい部門）	11	12	35	58
宇和特別支援学校（聴覚障がい部門）	2	0	3	5
宇和特別支援学校（肢体不自由部門）	1	1	1	3
松山盲学校	0	1	1	2
しげのぶ特別支援学校	1	0	0	1
合計	15	14	40	69

資料：各校

(7) 障がい者の就労状況について

①民間企業における障がい者雇用の状況

民間企業において就労する障がい者数は年々増加しており、平成 28（2016）年度には 120 人となっています。障がい者の実雇用率も上昇し、平成 28（2016）年度には 2.15%と、現在の国の法定雇用率 2.0%を達成しています。[平成 30 年（2018）4 月 1 日から、民間企業における障がい者の法定雇用率は 2.2%に引き上げ]

■民間企業における障がい者雇用率の推移

単位：人、%

	平成 24 年度 (2012)	平成 25 年度 (2013)	平成 26 年度 (2014)	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)
基礎労働者数	5,259	5,426	5,450	5,789	5,570
うち障がい者数	77.5	90.5	85.0	110.0	120.0
実雇用率	1.47	1.67	1.56	1.90	2.15

資料：宇和島公共職業安定所

■民間企業における法定雇用率達成企業数の推移

単位：社、%

	平成 24 年度 (2012)	平成 25 年度 (2013)	平成 26 年度 (2014)	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)
対象企業数	35	39	43	46	42
うち法定雇用率達成 企業数	22	22	21	31	31
法定雇用率達成 企業割合	62.9	56.4	48.8	67.4	73.8

資料：宇和島公共職業安定所

■民間企業における障がい者雇用の比較（平成 28（2016）年 6 月 1 日現在）

区分	企業数 (社)	法定雇用 算定基礎 労働者数 (人)	障がい者の数(人)				実雇用率 (%)	達成企業 割合 (%)
				身体	知的	精神		
全国	89,359	24,650 千	474 千	328 千	105 千	35 千	1.92	48.8
愛媛県	920	168,288.5	3,147.0	2,140.5	745.5	261.0	1.87	51.7
宇和島市	42	5,570	120.0	87.5	21.5	11.0	2.15	73.8

資料：【全国】平成 28(2016)年障害者雇用状況の集計結果(厚労省)

【県】平成 28(2016)年障害者雇用状況の集計結果(愛媛労働局)

②市役所等における障がい者雇用の状況

平成 28（2016）年の本市の機関（2 か所）において就労する障がい者数は 28.5 人、実雇用率は 2.26%となっており、現在の国の法定雇用率 2.3%を達成できていない状況です。[平成 30（2018）年4月1日から、市町村の機関における障がい者の法定雇用率は 2.5%に引き上げ]

■市町村の機関における障がい者雇用の比較[平成 28（2016）年6月1日現在]

区分	機関数 (か所)	法定雇用算定 基礎職員数 (人)	障がい者の数 (人)	実雇用率 (%)	達成機関割合 (%)
全国	2,333	1,077 千	26 千	2.43	88.0
愛媛県	6	16,274.5	374.0	2.35	100.0
宇和島市	2	1,261.0	28.5	2.26	0.0

資料:【全国】平成 28(2016)年障害者雇用状況の集計結果(厚労省)

【県】平成 28(2016)年障害者雇用状況の集計結果(愛媛労働局)

【市】宇和島公共職業安定所

(8) アンケート調査結果からみる障がいのある人の状況と課題

以下は、調査結果から主な項目を抜粋したものです。

※調査結果全項目については、「資料編」に記載しています。

①生活について

生活の場については、「持ち家」が70.2%、次いで「借家」が15.6%、「公営住宅」が7.1%となっています。

一緒に暮らしている人については、「配偶者」が40.1%、「親・祖父母」が36.2%、「ひとり暮らし」が19.9%、主な介助（援助）者の年齢については、『夫または妻』では60歳代が53.3%、『父・母』では70歳以上が30.9%、『兄弟・姉妹』では60歳代が40.0%を占めています。

- 介助者の高齢化がみられ、障がい者支援とともに家族支援が重要となっています。
特に、親亡き後、障がい者が地域で自立した生活を送るための支援の充実が求められます。

②障害福祉サービス等の利用について（不明・無回答を除いた割合）

現在、利用しているサービスについては、「生活介護」が24.7%、次いで「居宅介護（ホームヘルプ）」が19.1%「就労継続支援B型」が18.0%の順となっています。

また、今後利用したいサービスでは「居宅介護（ホームヘルプ）」「短期入所（ショートステイ）」「日常生活用具給付」がそれぞれ30.1%、次いで「自立訓練（機能訓練）」「就労継続支援B型」「移動支援」が22.9%、「自立生活援助」が21.7%となっています。

- 家族のレスパイトや緊急時に利用できる施設、安心して生活できる場、障がいのある人の社会参加に伴う支援等が求められています。また、交通手段の乏しい障がい者や高齢者等について、地域特性を踏まえつつ、生活支援を検討する必要があります。

③福祉に関する情報の取得方法

「広報誌」が30.1%、次いで「市役所などの窓口」が23.0%、「サービスを受けているところ（施設、事業所）」が17.4%、「病院」が16.3%となっている一方、「特になし」が20.6%を占めています。

- 情報の取得方法のない障がい者が多い状況です。日常生活において、だれもが必要な情報が得られるよう、提供する側は障がい特性に応じた配慮や支援方法を工夫することが必要です。

④福祉サービスを利用するとき困ったこと

「これまで福祉のサービスを利用したことがない」が32.3%、次いで「特に困ったことはない・わからない」が24.1%、「どんなサービスがあるのか知らない」が23.8%となっています。

- 福祉サービスや制度等について、様々なツールを活用し、障がいのある人にわかりやすく周知することが重要です。

⑥地域で生活するために必要な支援について

「年金や手当などの経済的な負担の軽減」が 51.8%、次いで「日常生活上の援助（必要な手続きの支援など）が受けられること」が 35.8%、「相談支援（困ったときにいつでも相談できる場所や人）などの充実」が 29.1%となっています。

- 安心して地域で生活していくために、障がい者のニーズに応じた多様な相談支援体制の整備と、利用を促進するための相談窓口の周知が必要です。
- 経済的基盤が不安定な障がい者のために、制度の活用や雇用・就労分野との連携を含めた経済的自立に向けた支援が重要です。

⑥学校や幼稚園・保育園等での生活を送るうえで必要なこと

「一人ひとりの障がいの特性に応じた配慮」が 19.1%、「教職員の理解の徹底」が 15.6%、「学習・学校生活に必要な設備の充実」及び「児童・生徒やその保護者の理解の促進」がそれぞれ 8.5%となっています。

- 生活時間の多くを過ごす学校や保育園等においては、障がい特性の理解と対応が重要です。障がいのある子どもが、合理的配慮を含む支援のもと、できる限り障がいのない子どもとともに教育を受けることができるよう、教職員の資質向上や周囲の理解が求められます。

⑦就労する場合、希望する支援（配慮）について

「障がいに合わせた働き方ができること（内容や勤務時間、休憩など）」が 30.1%、次いで「職場内で障がいに対する理解があること」が 29.1%、「働ける職場が増えること」が 15.6%、「仕事について相談する場所があること」が 14.9%、「長く働くことができること」「賃金や給与が充実していること」が 13.5%となっています。

- 障がい特性に応じた就労の選択肢を増やしていくことが求められています。
- 就労に関する相談窓口の周知や就労定着のための支援が必要です。

⑧日常生活で差別や偏見、疎外感を感じる時があるか

「ほとんど感じたことはない」が 37.9%と最も高い一方、「ときどき感じる」が 33.0%、「よく感じる」が 7.4%となっており、約 4 割が差別や偏見等を感じています。

⑨障がいや障がいのある人に対する市民の理解を深めるために必要なこと

「広報・啓発の充実」が 24.1%、次いで「学校における福祉教育の充実」が 19.1%、「理解の促進を行うボランティア活動の充実」が 16.0%、「積極的な社会への進出」が 15.6%となっています。

- 差別や偏見等を感じる障がいのある人が多い状況です。「障害者差別解消法」等に基づき、差別解消や合理的配慮の考え方等について、広く啓発していく必要があります。

(9) ヒアリング調査結果からみる障がい者施策の課題

以下は、調査結果から関係団体や事業所が感じている課題や本市へ希望すること等について抜粋したものです。

①障がい児・者に対する福祉サービスについて
・教育関係機関、保健、医療、福祉、地域等で常に連携し、当事者や関係者の顔の見える関係を築き、障がいがあってもなくても差別されることのない明るい地域社会の構築を望む。 ・障がい者の生活をトータルとして援助できるシステムが必要。現在はサービス間の隙間があるため、手続き等煩雑。障がい者への福祉サービス提供に習熟したヘルパー人材の育成が必要。
・幼児期からの支援（療育）の大切さ。グレーゾーンの方の相談を含めた支援の必要性。 ・児について所属が変わるとき十分な情報共有がされることが必要。 ・障がい児に関する相談支援事業所が少なく、ほぼ 1 か所に集中している状況。そのため、現状把握ができていないと思われる。相談支援事業所が中心となって各事業所との連携をとりつつ、利用児の将来に向けての支援体制を考えてほしい。
・就労において離職した場合のフォロー及び地域での孤立を防ぐためには、福祉サービスにつなぎながら再度の就労支援が必要。
・生活介護における 1 ヶ月の支給量の上限が設定されているため、それを超えてサービスを提供しても報酬が支給されない。 ・地域の中で生活し、充実した「今」を送りたいと思っている方はたくさんいるが、旧市内には知的障がいを対象としたグループホームがない。 ・根本的には人手不足、支援者のプロ意識不足。
②地域包括ケアによる地域の連携強化について
・グループホームや共同住宅等が少なく地域移行ができてにくい。 ・親亡き後、また保護者の高齢化に伴い、地域活動支援センターを利用している当事者は、通所への移動や日常生活の支援者に欠け、衣食住に係る身の回りの世話や、医療機関の受診介助など福祉サービスの提供を求める方が多くなる。今後、単身化する障がい者をどのようにサポートしていくか地域全体の課題として地域包括ケアシステムを構築し、当事者自身も地域で何ができるか役割を見出したり、支援を受けるサービス内容を徐々に明確にしていく必要がある。 ・障がい者へのサービス提供に関して、地域包括ケアによってどのように連携して取り組めるかがわかりにくいので、具体的な連携例等を示してほしい。 ・当法人でも家族の高齢化により、在宅での生活を不安に感じているご利用者も増えている。どの家族も施設入所ではなくグループホームや持ち家のある方はヘルパー利用などでの地域での生活を望まれている。他機関との連携や何かあったとき（24 時間体制）の対応がとれるようなものが充実していれば安心なのかもしれない。 ・重度心身障がい（児）者において、身体介護の 24 時間体制の確保が必要であり、医療との連携や緊急時の支援を強化することが必要。 ・医療機関の連携、災害時の支援、発達障がいについての理解を促す取り組みが必要。

③障がい者の社会参加について

- ・ 企業、事業所等の障がいに対する理解と配慮が必要。（障がい者雇用できる企業の増加を含む）
- ・ 一般企業等の希望する人材の情報を取り扱う機関があればと考える。
- ・ 障がい者就労支援団体や施設と障がい者の就労を希望する会社との連携。
- ・ 障がい者が働ける企業や事業所が地域のどこにあり、障がい者自身が適応可能な作業内容かなど、選択できるための事業所見学会の開催企画や、企業にジョブトレーナーや精神保健福祉士等の専門職の配備を行い、障がい者雇用の環境整備が必要。
- ・ 公共職業安定所（ハローワーク）に障がい者雇用の募集をかけているが、応募がないため障がい者にとって働くことへの不安や働けると思える仕事の条件やニーズを知りたい。
- ・ 就労が障がい者の自立のひとつとして、希望する障がい者の人たちに対してもっと就労支援を雇用政策として強化してほしい。
- ・ もっとたくさんの仕事を準備すればどうか。自宅でできる仕事やスキルアップできる仕組みづくり。
- ・ A型事業所を増やしてもらいたい。
- ・ 閉じこもりをなくし、障がい者が外に出て行ける環境をつくる。特に移動方法の確保。また、就労した際に安定した賃金を保証することも必要。

④障がいや障がい者に対する差別解消や理解促進について

- ・ 地域住民の理解が得られ、住宅事情、アパートの受入れがスムーズにできればよい。（特に精神）
- ・ まだまだ障がい者への偏見が強く、将来的にグループホームなどの事業を立ち上げるときの懸念材料となっている。そのため、障がい者に対する理解を深めるための活動を行ってほしい。
- ・ 地域交流事業等で障がい者自身も積極的に地域に出向き、地域の人たちとつながり顔見知りとなり、存在を知ってもらうこと。また、具体的な声掛けや話し合える関係の人を多く持つ努力をし、地域や社会生活の改善を図っていくことが大切。
- ・ 地域行事への参加を通して地域住民と交流を持ち、障がい者に対する住民の理解を促す。
- ・ 障害者差別解消法はできたが、地域に浸透しておらず法律すら知らない人が多く、偏見の目や差別が解消されていないため、宇和島市広報に障害者差別解消法について掲載するなどの措置が必要。
- ・ 地域の方へもっとこれらの法律のことを知ってもらいたい。知らない人、わからない人が多い。
- ・ 従事者（職員）、家族に対しても研修などしたらどうか。
- ・ 一般への理解を深めるためには、学校教育を巻き込む必要がある。

第3章 障がい福祉に関する基本的な考え方

1 基本理念

本市の障がい福祉計画では、「第1期障害福祉計画」において定めた基本理念『うわじま ノーマライゼーションプラン』を継承し、障がい福祉を推進してきました。

本計画においても、この基本理念を引き続き掲げ、計画を推進します。

うわじま ノーマライゼーションプラン

本市は、障がいの有無にかかわらず、だれもが安心して地域で暮らすことのできる社会、自分らしく暮らすことのできる社会をめざします。

また、宇和島市総合計画においてめざす将来像「自立・共生・協働のまちづくり」の理念と計画の視点の整合を図りつつ、障がい福祉のさらなる充実を図ります。

2 計画の視点

（１）地域共生のまちづくりの推進

社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上に向けて、障がいの有無にかかわらず、だれもが持てる能力を最大限に発揮しながら、住み慣れた地域において安心・安全に生活できるよう、道路や公共交通機関及び公共的な施設のバリアフリー化に取り組みます。

また、障がい者への差別の解消や障がいへの理解の促進、虐待防止等、心のバリアフリーについても取り組みを進め、すべての市民の人権が尊重され、お互いに支え合える、地域共生のまちづくりをめざします。

（２）障がいの特性を踏まえた利用者本位の総合的かつきめ細かな支援の展開

障がいのある人一人ひとりのニーズに対応するため、個々の障がいに応じたニーズの的確な把握に努めます。また、性別を問わず、乳幼児期から高齢期まで、生涯を通じて自分らしい生活を送ることができるよう、保健・医療・福祉、教育、雇用・就労等の関係行政機関だけでなく、サービス提供事業者や民間企業、NPO、地域住民団体等と連携を図り、ライフステージの全段階を通じた総合的かつ効果的で、きめ細かな支援施策が行えるよう体制の整備に努めます。

また、利用者自らの選択に基づいた適切なサービスが利用できるよう、相談、利用支援等の体制の充実を図ります。

（３）市民参加と協働の推進

障がいの有無にかかわらず、すべての人が安心・安全にいきいきと暮らせる社会を実現するためには、行政や障がい者団体等の関係団体をはじめ、地域に暮らす市民一人ひとりも含めた、地域の力が重要となります。地域で生活するすべての人がお互いに人権を尊重し、個性を理解し合いながら、地域のことを「我が事」としてとらえ、ともに地域づくりを担う一員として、力を合わせて様々なまちづくり活動や福祉活動に取り組むことが大切です。そのため、市民の参加と協働の一層の推進を図ります。

また、地域におけるサービス拠点づくりとして、ＮＰＯや地域住民団体等の多様な主体によるインフォーマルサービスの提供等、地域の社会資源を活用した基盤整備に努めます。

３ 計画の基本目標

本計画の基本理念に基づき、基本目標を定め、本計画期間における障がい者福祉施策を推進します。

（１）差別解消・権利擁護の推進

障がいのある人への偏見や差別をなくし、相互理解と人権尊重の意識の啓発を図ります。

（２）地域生活支援の充実

障がいのある人の自立促進と家族の負担軽減を図ることができるよう、福祉サービスの充実及び地域における生活基盤の整備等に取り組みます。

（３）保健・医療の充実

障がいの原因となる疾病の予防・障がいの早期発見・早期対応を図るとともに、障がいや疾病があっても、住み慣れた地域で健やかに安心して暮らすことができるよう、必要な保健・医療等のサービスが適切に受けられるための連携体制等の環境整備を推進します。

（４）療育・保育・教育の充実

子どもの健やかな成長・発達のため、ライフステージに応じた切れ目のない支援体制の整備に取り組みます。

（５）雇用・就労の充実

障がいのある人が、自分の力を発揮し生きがいを持って生活できるよう、就労を支援する体制整備とともに経済的自立に向けた支援の充実に取り組みます。

（６）生活環境の整備

障がいのある人の社会参加を促進するまちづくりや、災害等から安心・安全な暮らしを守る仕組みづくりを推進します。

第4章 障がい者計画

【障がい者計画の体系】

計画の理念

うわじま ノーマライゼーションプラン

計画の視点

- ◆ 地域共生のまちづくりの推進
- ◆ 障がいの特性を踏まえた利用者本位の総合的かつきめ細かな支援の展開
- ◆ 市民参加と協働の推進

基本目標

1 差別解消・権利擁護の推進

2 地域生活支援の充実

3 保健・医療の充実

4 療育・保育・教育の充実

5 雇用・就労の充実

6 生活環境の整備

施策の展開

- (1) 広報・啓発活動の充実
- (2) 交流・ふれあいの推進
- (3) 福祉教育等の推進
- (4) 権利擁護の推進
- (5) 行政サービス等における配慮

- (1) 障害福祉サービス等の充実
- (2) 文化、スポーツ、レクリエーション活動の推進
- (3) 地域福祉活動の推進
- (4) 相談支援体制の充実

- (1) 保健サービスや医療体制の充実
- (2) 精神保健福祉対策の推進
- (3) 難病に関する施策の充実

- (1) 療育・保育の充実
- (2) 教育環境の充実

- (1) 雇用の場の拡大
- (2) 総合的な支援施策の推進

- (1) ユニバーサルデザインとバリアフリーのまちづくりの推進
- (2) 防災・防犯への対応
- (3) 移動手段の確保と外出支援
- (4) 情報アクセシビリティの向上

1 差別解消・権利擁護の推進

(1) 広報・啓発活動の充実

「障害者差別解消法」等に基づき、差別解消や合理的配慮の考え方の啓発活動を推進します。
また、市の広報紙「広報うわじま」や市ホームページ、情報メディア等の効果的な活用を図り、障がいに関する理解の促進と人権尊重意識の醸成を図ります。

なお、これら広報・啓発にあたっては、情報の入手が困難な人や、その手段が限定されている人等に配慮した、多様な方法による情報提供に努めます。

【主な取り組み】

取り組みの方向性	取り組みの内容
障がい・障がい者理解の促進	障がい者の権利及び尊厳の尊重の促進
	・市民の障がい及び障がい者（児）への理解を深めるため、障がい者（児）・市民に向けて、障がい者の権利及び尊厳の保護の促進について、広報・啓発を進めます。
	障がい者マークの普及
	・各種障がい者に関するマークの広報・啓発を行い、障がいに関する正しい知識及び理解の普及を促進します。
広報・啓発活動の推進	障がい等への啓発促進
	・内部障害や学習障害（LD）、注意欠如・多動性障害（ADHD）、自閉症等の発達障がい、高次脳機能障がい等、理解が十分でない障がいや難病についての理解促進に努めます。
	広報・啓発活動による市民の理解の促進
	・広報うわじまや市ホームページ等において、わかりやすい情報の提供に努め、市民の障がいや障がい者（児）に関する理解を深めるための啓発活動を促進していきます。
	各団体等が行う広報・啓発活動の支援
	・障がい者団体、保健・福祉団体等が行う活動の広報・啓発活動に対する協力体制を強化します。
	諸行事の市民への啓発
	・障害者雇用支援月間（9月）、知的障害福祉月間（9月）、精神保健福祉普及運動（10～11月）や障害者週間（12月）等、全国規模の諸行事の活動等について、市民への啓発に努めます。

(2) 交流・ふれあいの推進

障がいの有無に関係なく、すべての住民がともに支え合い、互いに尊重し合いながら暮らす共生社会の実現のためには、住民全体が障がいや障がい者（児）について正しく理解するとともに、相互の交流を促進することが重要です。

学校・NPO・ボランティア団体等と連携を図りながら、生涯学習や体験学習等を通して、障がいの有無にかかわらず、一緒に交流できる機会や場所を充実させ、障がい者の社会参加意欲を高めるよう環境整備に努めます。

【主な取り組み】

取り組みの方向性	取り組みの内容
地域での交流活動の支援	体験学習やイベント開催等の福祉活動の啓発
	・ 家庭、学校、職場、地域との連携を図りながら、体験学習やイベント等の福祉活動の啓発に努めます。
	生涯学習センター等の研修交流事業の充実
	・ 社会生活や職業生活の充実のために必要となる知識、技術等の習得を促進するため、生涯学習センター等で行われる研修交流事業等を支援し、その充実を図ります。
	社会参加活動、自立意識向上に向けた環境整備
	・ 障がい者の自主的な社会参加活動や、身体・知的・精神障がい者相互の交流を支援し、障がい者が社会への自立意欲を高めることができるよう関係機関との連携を図り、ニーズ等に合わせた環境整備に努めます。
	社会参加促進関係事業や学校教育等を通じた自立意識の喚起
	・ 地域生活支援事業における社会参加促進関係事業や学校教育等を通じて、障がい者（児）の自立意識の喚起に努め、特別支援学校や相談支援事業所等の関係機関と連携し、地域社会への参加を促進します。
	障がい者団体等への活動支援
	・ 障がい者団体等が自主的に実施する事業等に対して、職員の派遣等の協力体制を強化します。

(3) 福祉教育等の推進

家庭・地域・職場等、市民の身近な日常生活の中で、障がいのある人の問題や人権、福祉について学べる場の充実に努めるとともに、家庭介護者が気軽に参加できるような研修等の場の充実に努め、保護者、関係者及び市民の地域福祉への理解促進に努めます。

また、各学校で実施している社会奉仕体験等の教育活動を通じ、障がいのある人に対する理解を深める福祉教育を推進します。

【主な取り組み】

取り組みの方向性	取り組みの内容
福祉教育の推進	保健・福祉教育の理解の促進 ・障がい者（児）が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活や社会生活を営むことができるよう、視覚・聴覚教材等を利用しつつ、保健や福祉についての理解を深める取り組みを推進します。また、指導等に当たる職員等の知識の向上を図りながら、理解の促進に努めます。
	介護に関する知識等を普及させるための研修の場づくり ・介護等に関する知識等を普及させるため、介護者が気軽に参加できるよう配慮し、関係機関等との連携のもと、ニーズに合った研修の場づくりに努めます。
	家庭介護の知識と技術の普及 ・地域生活支援事業による家族教室や障害児通所支援事業施設によるいくじ学級等を開催するとともに、障害福祉施設や地域包括支援センター等の活用促進を図り、家庭介護の知識と技術の普及に努めます。また、知識と技術の向上を図るため、職員等の指導の強化を行います。
	教育現場における福祉教育の推進 ・学校等の教育現場における福祉学習や体験活動を支援し、児童生徒の障がいや障がい者（児）に対する正しい理解を推進します。
	総合的な学習への支援 ・体験型の学習の重要性を再確認し、適切かつ適時の体験等を実施することで、児童生徒の社会福祉への理解と関心を高めるとともに、調査や体験を通じて自主的に取り組める総合学習の充実に努めます。
	各種講座・教室の開催 ・公民館や図書館等、社会教育関連施設と連携し、障がいに関する理解を深めるための講座や教室の開催に努め、市民の学習機会の拡充をめざします。

(4) 権利擁護の推進

障がいのある人が、どんな時でも、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活や社会生活を営むことができるよう、権利擁護を推進するとともに、福祉サービス利用の援助を行う関係機関やその事業内容の周知に努めます。

【主な取り組み】

取り組みの方向性	取り組みの内容
権利擁護の推進	成年後見制度利用支援 ・成年後見制度の利用を促進するため、制度の周知・啓発を行うとともに、成年後見制度利用支援事業において、申し立てに要する費用等の一部を助成します。 ・関係部署等との連携により、成年後見制度利用促進基本計画の策定や中核機関の設置に向けての検討を行います。 ・利用促進のため、制度利用の周知に努めます。また、施設入所者等については、本人はもとより家族も高齢化が進んでおり、制度利用の必要性も高いため、利用促進に向けて働きかけを行います。
	日常生活自立支援事業 ・宇和島市社会福祉協議会が実施する福祉サービス利用援助事業の周知を行い、利用促進を図ります。
	障がい者虐待への対応の強化 ・宇和島市障害者虐待防止センターにおいて、障がい者虐待の通報受理をはじめ、虐待を受けた障がいのある人の保護、擁護者への指導・助言を行うとともに、虐待防止に関する広報・啓発等を推進します。

（５）行政サービス等における配慮

障がいのある人が行政サービスにおいて適切な配慮を受けることができるよう、市職員等の障がいや障がいのある人に対する理解の促進に努めます。

また、障がいのある人の声を市政や国政等に反映させることは、共生社会の実現に必要不可欠であるため、選挙における障がいのある人への配慮に努めます。

【主な取り組み】

取り組みの方向性	取り組みの内容
行政サービス等における配慮の促進	市職員等の障がい者理解の推進 ・「障害者差別解消法」に基づき、障がいのある人が必要とする制度や習慣等の社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮を行います。 ・窓口等における障がいのある人への対応の充実を図るため、障がいのある人への配慮について学ぶ機会の増加に努めます。 ・行政情報の提供等に当たっては、情報の利用しやすさに配慮した情報提供に努めます。
	選挙における配慮の推進 ・障がいの特性に応じた選挙に関する情報の提供や、投票所のバリアフリー化等、投票環境の向上に努めます。 ・不在者投票の適切な実施の促進により、選挙の公正を確保しつつ、障がいのある人が自らの意思に基づき円滑に投票できるようにするなど、投票機会の確保に努めます。

2 地域生活支援の充実

(1) 障害福祉サービス等の充実

自立支援給付や地域生活支援事業などの新サービスの基盤整備及びサービス内容の充実を図るとともに、効果的かつ適切なサービス提供が行えるよう、ケアマネジメントシステムの構築にも取り組みます。また、生活安定のための経済的支援や日常生活への支援などを行い、障がいのある人の地域生活、在宅生活を支えるサービスの充実に努めます。

また、本人及び保護者の高齢化に伴い、家庭生活が困難になってくる方の増加も予想されるため、高齢化への対応の充実を図ります。

【主な取り組み】

取り組みの方向性	取り組みの内容
福祉サービスの充実	障害福祉サービスの充実 ・豊かな地域社会実現のために、居住・日中活動系サービス等を身近な地域で利用できるよう、障害福祉サービスの充実に努めます。 ・制度の周知に努めるとともに、相談支援事業所等との連携を強化し、サービスが必要な人を適切なサービスにつなぐことができるよう、取り組みの充実を図ります。
	苦情解決体制の強化及び円滑なサービス利用の支援 ・福祉サービス等に関する苦情やクレームに対応するため、苦情解決体制を強化し、円滑なサービス等の利用を支援します。窓口において必要な情報の提供をするとともに、苦情相談窓口として受付を行い、相談を受けた場合には県等と連携して解決に向けての適切な支援を実施します。
	介護保険制度との連携の推進 ・障がい者が65歳になった際、円滑に介護保険制度へ移行できるよう、関係部署等との連携を図るとともに、障がい者が必要とするサービスを適切に利用できるよう支援します。
	福祉用具の利用支援等の促進 ・補装具・日常生活用具の給付等により日常生活の利便性の向上を図るとともに、福祉用具に関する情報提供などにより利用の促進を図ります。
	身体障害者補助犬の利用の促進 ・身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）の利用の円滑化を図り、身体障がい者の社会参加を促進するため、公共・民間施設や市民等に対して身体障害者補助犬法（ホテルやレストラン等において補助犬を同伴できること）の周知を図ります。

取り組みの方向性	取り組みの内容
福祉サービスの充実	社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士等の人材の確保・養成 ・社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士等の人材を確保するよう努めるとともに、県・関係機関とも連携を図りながら、人材の養成に努めます。
地域移行の促進	社会生活技能を高めるための支援 ・障がい者本人の意見を尊重し、入所(院)者の地域生活への移行を促進するため、医療機関や県、関係機関との連携を強化しながら、社会生活技能等を高めるための支援を行います。 ・障がい者の安心な地域生活を支援するため、自立訓練や地域相談支援等の提供体制の整備に努めます。
自立支援協議会の充実	自立支援協議会の機能強化 ・自立支援協議会の体制や活動内容を充実し、当事者の視点による適切なサービスが提供されるよう、関係機関との連携及び調整機能の強化を図ります。

(2) 文化、スポーツ、レクリエーション活動の推進

自分の興味やライフスタイルに応じて文化・芸術活動やスポーツ、レクリエーション活動等を行える環境の整備を推進し、障がいのある人が地域の中で豊かな生活を送ることができるよう、生きがいを支援します。

【主な取り組み】

取り組みの方向性	取り組みの内容
スポーツ活動の推進	スポーツ・レクリエーションへの参加促進 ・障がい者（児）のスポーツ・レクリエーションへの参加を促進するとともに、参加にあたっては、障がい者（児）が参加しやすい体制を構築します。
	レクリエーション活動等への協力 ・スポーツ交歓会や交流キャンプ等、学校やNPO、ボランティア等の関係機関が開催するレクリエーション活動に協力します。
	障がい者スポーツ大会等への参加促進 ・障がい者スポーツ大会等に参加する団体や個人に対して支援を行うとともに、大会等に関する情報提供に努めるなど、障がい者（児）の参加促進を図ります。 ・全国大会やパラリンピック等の大会への選手派遣においては、一人でも多くの方が参加する機会が確保できるよう、必要な支援を検討します。

取り組みの方向性	取り組みの内容
スポーツ活動の 推進	障がい者スポーツに関する情報の提供、普及・啓発の促進
	・県や障がい者団体等との連携を図りながら、障がい者や家族等に対し、障がい者スポーツに関する情報の提供に努めます。併せて、障がい者スポーツに関する情報の普及・啓発を推進します。
	障がい者団体等への活動支援
	・障がい者団体等が自主的に実施する事業等に対して、職員の派遣等の協力体制を強化します。
文化芸術活動の 推進	文化芸術活動等に参加する障がい者（児）の意識啓発
	・生涯学習活動等を通じて、障がい者（児）に文化芸術活動等への意識啓発を図って、参加を呼びかけるとともに、参加しやすい環境整備に努めます。
	障がい者（児）の文化芸術活動への参加促進
	・障がい内容や障がいの程度に配慮した文化芸術活動への参加について、関係機関等との連携を図り、障がい者（児）の生きがいの一つとなるよう取り組みを推進します。
	文化芸術活動の充実
	・障がい者（児）文化祭や障がい福祉のつどい等、様々な芸術活動の支援の充実を図ります。また、活動にあたる職員等の支援強化に努めます。
	文化活動の充実
	・福祉施設、教育機関等における障がい者（児）の文化活動について、ニーズ等に応じた支援を充実します。また、活動にあたる職員等の支援強化に努めます。
	障がい者団体等への活動支援
	・障がい者団体等が自主的に実施する事業等に対して、職員の派遣等の協力体制を強化します。

（３）地域福祉活動の推進

ボランティア団体や住民自治組織、当事者団体等、市民による主体的な活動を支援し、活動しやすい環境の整備に努めます。また、障がい者の社会参加促進のため、障がい者自身のボランティア活動を支援します。

【主な取り組み】

取り組みの方向性	取り組みの内容
地域福祉活動の支援	地域福祉活動への支援
	・自治会や民生委員児童委員、NPO、市民グループ等の主体的な活動を支援し、地域全体の福祉の向上を図ります。
	保護者、関係者及び住民の地域福祉への理解の促進
	・障がいの有無にかかわらず、地域で共生していけるように、保護者、介助者、関係者及び住民に対し、関係機関等との連携を深めながら、わかりやすい情報を提供し、地域福祉への理解促進を図ります。
ボランティアの育成と支援	「我が事・丸ごと」地域づくり推進事業との連携
	・「我が事・丸ごと」地域づくり推進事業の地域力強化推進事業との連携を図り、市民の主体的な支え合いにより地域生活課題を包括的に受け止める体制の構築等を行う中で、市民参加と協働の一層の推進を図ります。
	社会福祉施設等におけるボランティア活動の推進
	・ボランティア活動を通じて交流機会の拡大を図り、相互理解を深めるために、社会福祉施設等との連携を推進していきます。
	障がい者自身によるボランティア活動、社会参加の促進
	・障がい者（児）が自ら行うボランティア活動を支援し、社会参加を促進します。また、ボランティアに関する情報提供を推進するとともに、施設環境等を整えるなど、自主的に活動しやすい体制の整備に努めます。
	ボランティア活動参加への働きかけの促進
	・ボランティア活動を啓発するとともに、関係機関と連携を図りながら、障がい者（児）団体等のボランティア活動への参加を促進します。
	ボランティア活動に必要な知識等に関する研修の拡充
	・ボランティア活動に必要な知識等に関する研修の拡充に努めます。
	・研修について、施設職員等の関係者の参加を支援するとともに、障がい者が参加する機会の充実に努めます。
	ボランティア活動の促進
	・ボランティア活動推進のため、諸条件の整備を行うための啓発に努めるとともに、ニーズに応じた派遣体制の整備について検討をします。

（４）相談支援体制の充実

障がいのある人の様々な相談ニーズに応じ、円滑かつ適切な福祉サービスの利用につながるよう、適切でわかりやすい情報提供と障がいのある人本人の意思を尊重したきめ細かな相談支援に努めるとともに、相談機能の拡充、体制の強化に努めます。

【主な取り組み】

取り組みの方向性	取り組みの内容
相談支援体制の充実	障がい者及び家族のニーズに対応した多様な相談体制の充実
	・障がい者（児）及びその家族のニーズに対応した、多様な相談体制の構築を図ります。また、相談体制の充実を図るため、相談支援事業所等との連携強化を図ります。
	当事者による相談活動等の推進
	・地域での自立生活を支援するため、当事者による相談活動は、障がい者同士が行う援助として有効かつ重要な手段であることから、関係機関と連携を図りながら当事者による相談活動等の推進を図ります。
	障がい者相談員のネットワークの推進
	・障がい者相談員が、相互にネットワーク化の推進を図るよう努めます。また、視覚障がい者及び聴覚言語障がい者の相談や指導にあたる専門指導員との連携を図るよう努めます。
	ケアマネジメント実施体制の整備
	・基幹相談支援センター等機能強化事業における相談支援や、困難事例に対する指導、助言等について、専門性を高めることで相談支援の質の向上と適切な支援に努めます。 ・ケアマネジメント実施体制の整備やケアマネジメント従事者の養成を県・関係機関と連携を図りながら実施します。
	生活支援策等に対するネットワーク化・体制の強化
	・児童相談所、更生相談所、保健所等の公的相談機関が実施する生活支援策等について、関係機関との連携を深め、身近な生活圏域で専門的な相談を受けることができるよう、ネットワーク化を図るとともに、体制の強化に努めます。
	「我が事・丸ごと」地域づくり推進事業との連携
	・「我が事・丸ごと」地域づくり推進事業の包括的支援体制構築事業との連携を図り、多様化、複雑化した課題に対して総合的サービス提供の推進に努めます。

3 保健・医療の充実

(1) 保健サービスや医療体制の充実

障がいの早期発見につながる健康診査等の充実をはじめ、医療機関との連携を強化し、適切な対応が実施できるよう、相談・指導体制の充実を図るとともに、障がいの早期発見・予防・対応が図れる環境を整備します。

また、障がいのある人の健康づくりに関して、関係機関と連携を図り、健康診査体制や指導体制の確立に向け、検討を進めます。

障がいのある人が身近な地域で適切な医療が受けられるよう、医療機関との連携を強化し、医療体制の充実を図ります。また、専門的な人材を確保する事業を推進します。

【主な取り組み】

取り組みの方向性	取り組みの内容
保健サービスの充実	障がいの発生予防に関する知識の普及 - 生活習慣病等予防可能な疾病の重症化や合併症の予防のため、国民健康保険加入者の特定健康診査や特定保健指導を実施するとともに、未受診者対策に努めます。 - 乳幼児の成長・発達に合わせた健康診査により、心身の障がいに対する早期発見に努めます。
	相談支援体制の充実 保健師等による相談業務の充実を図るとともに、地区担当保健師、保健所との連携による情報提供等を推進し、適切な支援につなげ、障がい者が地域の中で自立した日常生活、社会生活を送ることができるよう努めます。
	保健師及び精神保健福祉士等の資質向上 障がい者（児）及び住民の保健サービスの充実を図るため、保健師、精神保健福祉士等の積極的な研修等への参加等、資質の向上に努めます。
医療体制の充実	相談支援体制の充実 医療的ケアを必要とする人及びその家族の療養上・生活上の悩み、不安等の解消を図るため、専門的な相談支援体制の充実に努めます。
	適切な保健・医療サービスの提供 人工透析を要する慢性腎不全、精神疾患、難治性疾患等、自立支援医療等による医療費の助成を実施する等、継続的な医療が必要な障がい者（児）に対して、適切な医療・リハビリテーション・保健サービスの提供を行います。

（２）精神保健福祉対策の推進

精神疾患への対応については、予防や早期対応による症状悪化の防止、自立した社会生活を維持するため、専門的な支援の充実に努めるとともに、精神障がいに対する地域の理解の促進に努めます。

【主な取り組み】

取り組みの方向性	取り組みの内容
精神保健福祉対策の推進	精神疾患にかかる精神障がい者への通院医療の促進
	・ 自立支援医療費制度により、通院患者の自己負担の軽減を図り、精神疾患にかかる精神障がい者への通院医療の利用を促進します。
	・ 保健担当部署や保健所等の連携により、医療につながっていない、あるいは中断している人の医療導入に関する対応に努めます。
	相談支援体制の充実
	・ 精神障がい者及びその家族の療養上・生活上の悩み、不安等の解消を図るため、精神障がい等に対する専門的な相談支援体制の充実に努めます。

（３）難病に関する施策の充実

障害者総合支援法の一部改正に伴い、障害福祉サービスの対象となった難病患者の療養生活を支援するため、保健・医療・福祉サービスの充実に努めるとともに、支援体制の整備に努めます。

【主な取り組み】

取り組みの方向性	取り組みの内容
難病に関する施策の充実	難病患者の個々の状態に応じた障害福祉サービスの提供体制の充実
	・ サービス利用のための情報提供の充実に努めるとともに、生活の質の維持、向上を図るため、日常生活用具や障害福祉サービス等、サービスの提供体制の充実に努めます。
	相談支援体制の充実
	・ 難病患者及びその家族の療養上・生活上の悩み、不安等の軽減を図るため、難病患者等に対する専門的な相談支援体制の充実に努めます。
	各種サービス等の利用促進
	・ 医療機関・保健所等との連携を図るとともに、制度の周知に努めます。

4 療育・保育・教育の充実

(1) 療育・保育の充実

障がいのある子どもが、身近な地域で専門的な療育や一人ひとりの障がいの状況に応じた保育を受けられるよう、教育・福祉・医療などの関係機関とのネットワークの形成に努め、療育・保育体制の充実を図ります。

また、障がいのある子どもの親に対して妊娠・育児の不安や悩み、育児ストレスの解消を図るための訪問指導体制の構築を検討します。

発達障がいに対しては、乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応した一貫した教育・福祉・医療・就労等の支援が重要であるため、一貫した支援体制の構築と関係機関のネットワーク化に努めます。

【主な取り組み】

取り組みの方向性	取り組みの内容
療育体制の整備	障がい児保育等の療育の場の確保
	・身近な地域における療育の場を確保するため、関係機関等との連携及び協議を推進します。また、児童発達支援センターの整備に関して検討を行います。
	早期療育体制の充実
	・障がいの早期発見、早期支援を図るため、保健・教育・医療等関係者との連携を強化します。また、支援の提供にあたっては、「個別支援計画」を有効活用します。
	乳幼児期から学校卒業後までの一貫した相談支援体制の充実
	・県・関係機関と連携し、障がい児や保護者に対する乳幼児期から学校卒業後までの一貫した相談支援体制の充実を図ります。 ・一貫した相談体制の構築のため、相談員のネットワークの強化に努めます。
	一貫した教育・療育の実施
	・乳幼児期から学校卒業後まで一貫した教育や療育を行うため、保健・教育・医療機関関係者との連携を強化します。
	療育機能の充実整備についての検討
	・地域における療育を支援するため、専門療育スタッフ、療育設備等について、県・近隣市町と連携した広域的な整備について検討を行います。
	総合的なサービス提供、「療育センター」の活用
	・保健・医療・福祉・教育等の総合的なサービスを提供し、障がい児に対する地域療育の拠点となる「子ども療育センター」（県施設・東温市）や「旭川荘南愛媛病院・南愛媛療育センター」（鬼北町）の活用を含め、医療的な支援が必要な場合等については、必要に応じて情報提供等を行います。

取り組みの方向性	取り組みの内容
療育体制の整備	障害児等通所支援事業（児童発達支援・放課後等デイサービス）、療育事業の拡充
	・障害児等通所支援事業施設「あけぼの園」において実施する児童発達支援事業・放課後等デイサービス等の事業について、療育事業の拡充を図るよう検討します。
	学習の機会や子育ての資料、情報の提供
	・教育・保健・保育等の担当や保護者等の家族とともに話し合い、保護者等が家庭・地域における療育の大切さについて認識を高めるよう、学習の機会や子育ての資料、情報の提供を推進します。 ・個別ケースにおける関係機関との連携や、親の会の活動等についての情報提供等を実施し、地域の中で安心して、自立した社会生活や日常生活を送ることができるように努めます。
発達障がいのある子どもの早期発見と支援	家庭や地域における療育の充実
	・障害児通所支援事業所によるいくじ学級の開催や障害者福祉センターの運営による活動場所の提供、親の会の活動への協力等を実施しています。現時点では不十分となっている自主事業等の充実に努めます。
	発達障がいに対する支援体制の構築
	・発達障がい者（児）が、可能な限り身近な地域において必要な支援を受けられるよう、その体制の整備について検討します。
	ライフステージに応じた切れ目のない支援の提供
	・乳幼児期から就労に至るまでの、ライフステージに応じた切れ目のない支援の提供を行うため、支援経過等を記録するリレーファイルの作成を推進します。

（２）教育環境の充実

障がいのある子どもが、合理的配慮を含む必要な支援のもと、その年齢及び能力に応じた、また障がいの特性を踏まえた十分な教育を、可能な限り障がいのない子どもとともに受けることのできる体制の整備を進めます。

【主な取り組み】

取り組みの方向性	取り組みの内容
教育環境の充実	障がいの特性に応じた教育の推進
	・自閉症、学習障害(LD)、注意欠如多動性障害(ADHD)等の発達障がいのある幼児・児童生徒、重度・重複障がい児等、それぞれの障がいの特性に応じた教育を推進するため、関係機関等との連携・協議に努めます。

取り組みの方向性	取り組みの内容
教育環境の充実	教育の充実に向けた関係機関との連携強化
	・障がい児が必要な能力を身につけることができるよう、教育の充実に向け、県・近隣市町や学校との連携を強化します。
	就学指導の充実
	・障がい児に対して、就学指導体制の整備を図り、一人ひとりの成長過程における能力や障がいの種類、程度及び学習指導体制等の進展に応じた就学指導の充実を図ります。
	早期教育相談等を受けることができる体制の整備
	・総合教育センター、特別支援学校や小・中学校、幼稚園・保育所、医療機関、障がい児関係施設、児童相談所等の連携のもとに、障がいのある子どもとその保護者が早期から体験的な保育や教育相談を継続的に受けることができる体制の整備に努めます。
	障がいの有無にかかわらず、子ども同士の相互理解の促進
	・障がいのある子どもと障がいのない子どもとの交流及び共同学習を積極的に進めることにより、相互理解の意識啓発を図ります。
	専門職員の教育・療育、相談等に対する専門性や指導力の向上
	・人材の活用、支援体制の構築、連携協力体制の構築等により、専門職員の教育・療育、相談等に対する専門性や指導力の向上を図ります。
	専門研修の実施
	・総合的な知識、技術を身につけることを目的とした専門研修を実施するとともに、福祉と教育が連携した研修について検討します。
	放課後の子どもの居場所の拡充
	・放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）や、放課後子ども教室等、放課後における子どもの居場所の拡充に努めます。

5 雇用・就労の充実

(1) 雇用の場の拡大

公共職業安定所（ハローワーク）及び商工会議所等、関係機関との連携については、自立支援協議会を中心としたネットワークを強化するとともに、民間企業や就労移行支援施設等への働きかけを行い、障がいのある人の雇用・就労の場の拡大に努めます。

また、公共機関における雇用拡大についても検討を図ります。

【主な取り組み】

取り組みの方向性	取り組みの内容
障がい者雇用への理解促進	市内企業の障がい者雇用の促進
	・一般就労を希望する障がい者が、障がいの特性や程度に応じた仕事に就くことができるよう、市内企業等への啓発を行います。
	障がい者雇用に関する制度等についての周知
	・短時間雇用、在宅就業等の普及は、能力や特性に応じて働くための機会の増大につながることから、これらの制度等について周知を図るなど、必要な支援、環境づくりに取り組みます。
	各種助成制度等に関する啓発
	・企業等に対して、法定雇用率の達成に向けた障がい者雇用への取り組みを推進するよう啓発を行います。
	・県や公共職業安定所（ハローワーク）等の関係機関との連携により、各種助成金や支援措置について情報提供を行うとともに、障害者雇用率制度や、国等の障がい者雇用への取り組みに関する動向について周知を図ります。
	障がい者雇用の促進、雇用安定についての周知・啓発
	・障がい者の雇用の促進、雇用安定について周知・啓発を行い、関係機関との連携を図りながら、障がい者が地域で暮らしていくことのできる地域社会の形成をめざします。
	労働環境等について、企業等に対する周知・啓発
	・障がい者の労働条件を含む職業生活の質の向上を図るとともに、障がいを理由とした人権侵害を受けることがないよう、企業等に対する情報の周知・啓発に努めます。

（２）総合的な支援施策の推進

一般企業等への雇用や働く機会の充実を図るため、職業リハビリテーションの推進や必要な知識・能力の習得を図るための支援を行います。

また、関係機関とのネットワーク化を図り、就労の前後にわたる支援体制づくりを進めます。

【主な取り組み】

取り組みの方向性	取り組みの内容
雇用・就労支援と定着支援	障がい者雇用の取り組みの支援と職域の拡大
	・障がい者雇用の取り組みを支援するとともに、障がい者の能力・特性に応じた職域の拡大に努めます。
	シルバー人材センター等との連携
	・働く意欲と能力がある高齢障がい者の雇用・就業の機会を確保し、生きがいづくりや健康保持に努めます。
	在宅就業におけるＩＴ(情報通信技術)活用の推進
	・通勤の困難な重度障がい者等を念頭にした、在宅就業におけるＩＴ(情報通信技術)活用について、関係事業所等を通じて引き続き推進します。
福祉的就労の支援	障害者就業・生活支援センターの活用等
	・障がい者の就業面、生活面での支援を一体的に行う障害者就業・生活支援センターの利用促進のため、障がい者本人をはじめ、家族及び関係機関（就労支援事業所、医療機関、教育機関、保健機関等）への周知を行うとともに、公共職業安定所（ハローワーク）等との連携を推進します。
	・関係者連絡会への参加、研修等への参加・協力、自立支援協議会への参画等の連携を行うとともに、（一般）就労を希望する人への周知や個別ケースに関する連携を推進します。
	就業に向けた適切な支援の充実
	・特別支援学校卒業生の就労を支援するため、学校や福祉機関等との連携を図り、就業に向けた適切な支援を推進します。
福祉的就労の支援	就労継続支援事業の充実
	・相談支援事業所等との連携において、職業設備、通勤、対人関係、健康管理等の理由により、一般就労が困難な障がい者に対し、就労継続支援事業の紹介を行います。
	・関係機関との連携により、就労継続支援Ｂ型事業の利用希望者に対する就労アセスメント体制の整備を図ります。
	授産製品の販売促進
福祉的就労の支援	・市の物品調達において障がい者雇用企業の指名・選定の機会を増やすとともに、障害者就労施設等の販売ＰＲ活動等への支援を行います。
	福祉施設から一般就労への移行促進
福祉的就労の支援	・福祉施設から一般就労への移行を促進するため、就労移行支援事業の提供体制の整備に努めます。

6 生活環境の整備

(1) ユニバーサルデザインとバリアフリーのまちづくりの推進

障がいのある人が地域の中で安心・快適に暮らすことができるよう、ノーマライゼーションの理念のもと、バリアフリーのまちづくりを進めるとともに、だれもが利用しやすいようバリアを最初からなくしていくユニバーサルデザイン(障がい・能力の差異等を問わずに利用することができる施設等のデザイン)の視点に立ったまちづくりを推進します。

【主な取り組み】

取り組みの方向性	取り組みの内容
住環境の整備	高齢者や障がい者に適した住宅改良の促進 日常生活用具給付等事業における住宅改修費の給付をはじめ、住宅改良(リフォーム)において、高齢者や障がい者に適した住宅改良を行うために、適切な助言や補助等のサービスの提供に努めます。
	障がい者等の居住の確保 障がい者等における居住場所の確保に向け、県との連携を図り、法人等に対してグループホーム等の設置の啓発に努めるとともに、設置促進に関する支援策について検討します。
公共施設のバリアフリー化	公共的施設について、整備・改善の促進 「障害者差別解消法」の趣旨に基づき、生活に密着した民間の公共的施設について、障がい者の利用の便宜を図り適切な配慮がなされるよう必要な情報周知と啓発を行い、民間事業者の自発的な行動を尊重しつつ、整備・改善につながるよう努めます。
	関連施設のバリアフリー化の推進 - 障がい者が生涯学習等に参加しやすくなるよう、関連施設の自動ドアやスロープの設置、身体障がい者のための駐車場やトイレの設置等に努めます。 - 設置された駐車場等において障がい者が随時利用できるよう、住民の理解促進を図る啓発に努めます。
	教育・療育施設におけるバリアフリー化の推進 教育・療育施設においては、障がいの有無にかかわらず様々な人が、適切なサービスを利用する公共的な施設であるという観点から、施設のバリアフリー化を推進します。
	公共施設における必要な配慮の促進 市や県が設置・管理する官公庁施設、交通施設、その他の公共施設について、障がい者が安心して利用できるよう、必要な配慮を促進します。

取り組みの方向性	取り組みの内容
福祉のまちづくりの普及・促進	障がいの有無にかかわらずともに暮らし、支え合う環境等の整備
	・障がい者（児）をはじめ、すべての市民が生涯にわたり、自分の持てる個性や能力を発揮しながら、障がい者（児）及び福祉に対する理解を深め、障がいのある人となない人がともに暮らし支え合う（ノーマライゼーション）環境等の整備に努めます。
	バリアフリー化の普及にかかる啓発活動等
	・人にやさしいまちづくりを進めるには、市民全体がその必要性に対する理解を深め、積極的に参加・協力することが重要になるため、「バリアフリー新法」や「愛媛県人にやさしいまちづくり条例」の趣旨の普及・啓発に努めるとともに、各関係団体や福祉事業所、市の担当部署等との連携を図り、人にやさしいまちづくりに必要な啓発活動を推進します。

（２）防災・防犯への対応

災害等の緊急事態発生時に適切な情報提供と救援が行えるよう、体制の整備に努めます。

また、障がいのある人をはじめ、市民が犯罪等に巻き込まれないよう、関係機関・団体と連携し、防犯体制を整えていきます。

【主な取り組み】

取り組みの方向性	取り組みの内容
防災対策等の推進	避難援助体制の確立及び自主防災体制の確立
	・地域における震災対策を含めた防災対策として、一人暮らしの高齢者や障がい者等の避難援助体制と自主防災体制の確立をめざし、関係機関等と連携した取り組みを推進します。
	地域防災体制の確立
	・社会福祉施設等について、防火訓練及び避難訓練を実施するとともに、近隣住民等による応援・協力体制や、夜間の防災体制の確立を推進します。
	防災・災害援助システムの整備
	・避難行動要支援者台帳の整備を進めるとともに、障がい者団体等の防災・災害援助システム、ネットワークの整備を支援し、地域住民とともに障がい者の自主的な防災体制づくりを支援します。
	緊急通報システムの整備の促進
	・障がい者や高齢者等が災害や体の異変・事故等にみまわれた際、ファクシミリ・Ｅメール・携帯電話等を利用して、警察・消防・医療機関等に対し、直接通報可能な緊急通報システムの整備を促進します。

取り組みの方向性	取り組みの内容
防災対策等の推進	障がい者や高齢者の特性に配慮した防災機器等の普及
	・障がい者や高齢者の特性に配慮した、使用しやすい防災機器等の普及に努めます。 ・重度障がい者等を対象として給付する聴覚障がい者用通信装置、聴覚障がい者用情報受信装置、火災警報器、自動消火器等について、障がい者及びその家族や介助者への普及・啓発に努めます。
	自主防災組織の育成
	・自治会を単位とした地域住民による自主防災組織の整備を進めるとともに、リーダーの育成や自主防災組織同士の連携・強化を支援します。
消費者トラブルの防止	避難行動要支援者支援体制の確保
	・関係課をはじめ民生委員児童委員、自治会（自主防災組織）、関係社会福祉施設、各種ボランティア団体等との連携を強化し、地域ぐるみの避難行動要支援者支援体制の確保を図ります。
交通安全の促進	消費者トラブルの防止と支援
	・情報提供や相談支援を充実させることにより消費者トラブルの未然防止に努めるとともに、トラブルが発生した場合には速やかに消費者窓口と連携を図り、その解決を支援します。
	交通安全市民運動等の推進
	・障がい者（児）や介助者に対し、交通安全を啓発するとともに、交通事故による障がい者（児）の発生を防ぐため、交通安全市民運動等を推進します。
	安全安心パトロールの実施
	・事件や事故が起こらない、また、起こさせない、安全安心な地域社会づくりをめざし、安全安心パトロールを推進します。

（３）移動手段の確保と外出支援

だれもが利用しやすい駅等、交通設備のバリアフリー化に努めるとともに、低床バス等による交通機関の利便性向上等を図り、障がい者の自由な移動手段の確保を推進します。

【主な取り組み】

取り組みの方向性	取り組みの内容
外出しやすいまちづくり	旅客施設（駅、バスターミナル等）の整備の推進
	・旅客施設（駅、バスターミナル等）の整備において、エレベーター等の設置、段差の解消、改札口の拡幅、ホームにおける警告・案内ブロックの設置等を推進し、必要に応じた要請等を関係機関との連携のもと実施します。

取り組みの方向性	取り組みの内容
外出しやすいまちづくり	公共交通機関の整備の促進 ・車両等について、低床バスの導入、乗降を円滑にする乗降装置の設置、車いすスペースの確保等の推進を啓発します。
	障がい者にやさしい通行空間の確保 ・道路の整備において、歩道の幅員の確保と段差の切り下げ、視覚障がい者誘導用ブロック、音声案内設備や案内標識の効果的な設置等、障がい者にやさしい通行空間確保の推進について、関係部署等に対し要望や啓発を行います。
外出の支援	移動手段の確保の推進 ・コミュニティバスやデマンドタクシーの運行により、公共交通の空白地域において交通手段を確保し、地域行事や活動に参加しやすい環境づくりに努めます。
	移動に関する支援の推進 ・自立支援給付における同行援護、地域生活支援事業による移動支援により、ガイドヘルパーが移動の支援を提供し、外出や移動が困難な人等の社会参加を促進します。
	各種助成事業の周知・利用促進 ・障害者タクシー料金給付事業、自動車改造費助成費助成事業、自動車運転免許取得費助成事業について周知を行い、利用促進に努めます。

(4) 情報アクセシビリティの向上

障がいのある人が利用できる各種福祉サービスはもとより、生活にかかわる情報まで、広報紙やインターネット等を通じて的確な情報提供を行います。

また、視覚障がいや聴覚障がい等により、情報の入手が困難な人にもわかりやすく、利用しやすい情報提供に努めます。

【主な取り組み】

取り組みの方向性	取り組みの内容
情報提供の充実	情報提供機関や相談機関のネットワーク体制の構築 ・ユニバーサルデザイン化を支援するとともに、福祉用具に関する情報の提供や相談窓口の整備を推進し、情報提供機関や相談機関のネットワーク体制の構築を図ります。

取り組みの方向性	取り組みの内容
情報提供の充実	障がい者施策に関する情報提供体制の連携
	・国や県、関係機関等と連携を図りながら、障がい者施策や福祉サービスについての情報提供体制の強化に努めます。
	年金・諸手当・特別障害給付金制度の周知
	・障がい者が地域で質の高い自立した生活を営むことができるよう、制度の不知・無理解による受給漏れを防ぐため、年金及び諸手当についての制度の周知を行います。
情報保障の充実	情報提供体制の充実
	・市広報・市ホームページ等により、福祉制度等に関する情報提供や事業所や団体等が実施する活動への参加、周知への協力等を行い、障がい者・家族・介助者等が入手しやすい情報提供体制の充実を図ります。 ・新たな制度やサービス等の情報について、迅速にわかりやすく提供するよう努めます。
	障がい特性に対応した情報提供の充実
	・声の広報や点字プリンターの設置によるボランティア団体の活動支援等、障がいの特性に対応した情報提供の実施に努めます。 ・ＩＴ機器を使用しない人が情報を得られないことがないように、様々な媒体による情報提供に積極的に努めます。
	ＩＴ機器によるコミュニケーション手段の確保の支援
	・日常生活用具給付等事業により情報・意思疎通支援用具の給付を実施し、パソコン等のＩＴ機器によるコミュニケーション手段確保の支援を拡充していきます。
	指導員等の人材養成
	・視覚障がい者及び聴覚障がい者の日常生活上の意思疎通の支援を強化するため、手話奉仕員・通訳者、点訳奉仕員、要約筆記奉仕員、盲ろう者通訳者等、県や関係機関と連携を図り、講座の開催や研修情報の提供等を通じ、専門的な人材の養成に努めます。

第5章 障がい福祉計画

1 第5期計画における成果目標

(1) 施設入所者の地域生活移行者数

国の基本指針	●地域移行者数：平成 28（2016）年度末施設入所者の<u>9%以上</u> ●施設入所者数：平成 28（2016）年度末の<u>2%以上削減</u> ※高齢化・重症化を背景とした目標設定	
項目	数値	考え方
平成 28（2016）年度末時点の施設入所者（A）	174 人	平成 28（2016）年度末時点の入所者数
【目標】地域生活移行者の増加	4 人 ----- 2.3%	（A）のうち、平成 32（2020）年度までに地域生活に移行する人の目標値
平成 32（2020）年度末時点の施設入所者（B）	170 人	平成 32（2020）年度の利用人員見込み
【目標】施設入所者の削減	4 人 ----- 2.3%	差引減少見込み数（A）－（B）

【本市の目標設定】

○平成28（2016）年度末時点の施設入所者数は174人となります。地域移行者数に関しては、平成25（2013）年度末から平成28（2016）年度末までの実績が3名であったことを考慮して、実情に応じた目標設定としています。

○施設入所者数に関しては、国の基本方針に即して4人削減することをめざします。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針	●保健・医療・福祉関係者による協議の場（各圏域・各市町村）を設置	
指標	目標値	考え方
協議の場の設置数（か所）	1 か所	平成 32（2020）年度末時点

【本市の目標設定】

○精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、平成32（2020）年度末までに保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置に努めます。

（３）地域生活支援拠点等の整備

国の基本指針	●各市町村又は各圏域に少なくとも１つを整備	
指標	目標値	考え方
地域生活支援拠点等か所数（か所）	１か所	平成 32（2020）年度末時点

【本市の目標設定】

○障がい者等の高齢化・重度化や親亡き後を見据えて、地域での暮らしの安心感を担保するために、居住支援と地域支援を一体的に推進すべく、平成32（2020）年度末までに地域資源を活用した面的整備による体制の構築に努めます。

（４）福祉施設から一般就労への移行

国の基本指針	●一般就労への移行者数：平成 28（2016）年度の 1.5 倍 ●就労移行支援事業利用者：平成 28（2016）年度の 2割増 ●移行率 3 割以上の就労移行支援事業所：5割以上 ※実績を踏まえた目標設定 ●就労定着支援 1 年後の就労定着率：80%以上	
項目	数値	考え方
平成 28（2016）年度の一般就労への移行者	5 人	平成 28（2016）年度の一般就労への移行者数
【目標】福祉施設から一般就労への移行者	8 人	就労移行支援事業等を通じて平成 32（2020）年度中に一般就労に移行する人数
平成 28（2016）年度末時点の就労移行支援事業の利用者	12 人	平成 28（2016）年度末時点の就労移行支援事業の利用者数
【目標】就労移行支援事業の利用者の増加	15 人	就労移行支援事業の平成 32（2020）年度末における利用者数
【目標】就労移行支援事業所の就労移行率の増加	50.0%	就労移行率が 3 割以上の事業所割合

【本市の目標設定】

○国の基本方針に即して、平成 32（2020）年度中に福祉施設から一般就労に移行する人数は 8 人、平成 32（2020）年度末の就労移行支援事業所の利用者数は 15 人、就労移行率 3 割以上の就労移行支援事業所の割合を 50%とすることをめざします。なお就労定着支援に関しては、計画期間中の提供体制の整備（事業所開設）に努めます。

（５）障がい児支援の提供体制の整備等

国の基本指針	●児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所設置 ●保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築 ●主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを各市町村に少なくとも1か所確保 ●医療的ケア児支援の協議の場（各都道府県、各圏域、各市町村）の設置 [平成 30（2018）年度末まで]
--------	---

項目	数値	考え方
児童発達支援センター設置数（か所）	1 か所	平成 32（2020）年度末時点
保育所等訪問支援設置数（か所）	1 か所	平成 32（2020）年度末時点
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所設置数（か所）	3 か所	平成 32（2020）年度末時点
医療的ケア児支援の協議の場の設置数（か所）	1 か所	平成 30（2018）年度末時点

【本市の目標設定】

- 重層的な地域支援体制の構築をめざすため、平成 32（2020）年度末までに児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の提供体制の整備についての検討を進めます。
- 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所に関しては開設済であるため、現状維持をめざします。
- 医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、平成 30（2018）年度末までに保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置に努めます。

2 障害福祉サービスの見込量

障がいのある人が、身近な地域でニーズに応じたサービスを安心して利用することができるよう、平成30（2018）年度から平成32（2020）年度までの各年度における障害福祉サービスの種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量を確保するための方策を定めます。

（１）訪問系サービスの見込量と確保方策

【サービスの内容】

サービス種別	サービスの内容
居宅介護	居宅での入浴、排せつ、食事等の介護や通院の介助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由、知的、精神障がいのため常時介護が必要な人に対し、居宅での生活全般にわたる介護や外出時における移動の介護を総合的に行います。
同行援護	重度の視覚障がいのある人に対する外出時の移動、視覚的情報、排せつ、食事等の介護の援助について支援を行います。
行動援護	知的障がい又は精神障がいにより、行動上著しい困難があるため常時介護が必要な人に対して、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護や外出時における移動の介護を行います。
重度障害者等包括支援	常時介護を必要とする障がい者等に対して、介護の必要度が著しく高い場合に居宅介護等を包括的にを行います。

【利用状況と見込量の設定】

○訪問系サービスは、平成29（2017）年度に増加に転じており、今後も同様の傾向が継続すると見込んで見込量を設定しています。

サービス種別	単位	実績値			見込量		
		平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	時間	3,496	3,471	3,600	3,700	3,800	3,900
	人	184	186	200	205	210	215

【見込量確保のための方策】

○利用量に対しサービス提供体制は概ね整備できていますが、サービスの質の確保と利用量の増加に伴う提供体制の確保に努めます。

○居宅介護については、平成31（2019）年度以降、介護サービスと障害福祉サービスを一体的に提供することができる「共生型サービス」が創設されることを踏まえ、介護保険事業所に対しても参入を働きかけるなど、利用量の増加に伴う提供体制の確保に努めます。

○行動援護、重度障害者等包括支援については、利用を見込んでいませんが、利用意向のある人に対応できるよう、情報提供と事業所の提供体制の整備を進めます。

(2) 日中活動系サービスの見込量と確保方策

【サービスの内容】

サービス種別	サービスの内容
生活介護	常時介護を必要とする人に対して、施設等で入浴、排せつ、食事の介護等を行い、また創作活動や生産の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業への就労を希望する人に対して、一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 A 型	一般企業等での就労が困難な人に対して、働く場を提供し知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うもので、事業所との雇用契約に基づき就労の機会を提供します。
就労継続支援 B 型	一般企業等での就労が困難な人や一定の年齢に達している人に対して、働く場や生産活動の機会を提供し、知識及び能力の向上を図るもので、雇用契約を伴わないものです。
就労定着支援	一般就労に移行した障がい者に対し、企業や自宅等への訪問等により、就労に伴う生活面の課題の解決に向けた支援を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、主に昼間において病院等への入院による医学的管理のもと、食事や入浴等の介護を提供します。
短期入所	自宅で介護する人が病気等の場合に、昼夜を通して施設に入所させ、入浴、排せつ、食事等の介助等を行います。

【利用状況と見込量の設定】

- 生活介護は、利用量、利用者数ともに増加傾向にあり、今後も増加が継続すると見込んでいます。
- 自立訓練（機能訓練・生活訓練）は、利用量、利用者数ともにほぼ横ばいで推移しています。今後も同様の傾向が継続すると見込んでいます。
- 就労移行支援は、利用量、利用者数ともに減少傾向にありますが、平成 32（2020）年度末の成果目標の達成を考慮して見込量を設定しています。
- 就労継続支援 A 型は、利用量、利用者数ともに横ばいから平成 29（2017）年度に大きく増加しており、今後も増加傾向が継続すると見込んでいます。
- 就労継続支援 B 型は、利用量、利用者数ともに増加傾向にあり、今後も増加が継続すると見込まれますが、利用者の高齢化等も考慮して見込量を設定しています。
- 就労定着支援は、新たなサービスであり、計画期間中での提供体制の整備を見込んでいます。
- 療養介護は、横ばいで推移しており、今後も同様の状況が継続すると見込んでいます。
- 短期入所は、利用量、利用者数ともに概ね横ばいで推移しています。提供体制等を考慮して、今後も同様の状況が継続すると見込んでいます。

サービス種別	単位	実績値			見込量		
		平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
生活介護	人日分	5,156	5,250	5,340	5,400	5,450	5,500
	人	249	261	262	264	267	270
自立訓練 (機能訓練)	人日分	20	19	20	20	20	20
	人	1	1	1	1	1	1
自立訓練 (生活訓練)	人日分	26	30	58	40	40	40
	人	1	1	2	2	2	2
就労移行支援	人日分	325	257	223	260	280	300
	人	17	12	11	13	14	15
就労継続支援 (A型)	人日分	629	602	700	720	760	800
	人	31	31	35	36	38	40
就労継続支援 (B型)	人日分	3,019	3,359	3,600	3,800	4,000	4,200
	人	172	194	210	220	235	250
就労定着支援	人				0	0	1
療養介護	人	32	32	32	32	32	32
短期入所 (福祉型)	人日分	203	196	200	200	200	200
	人	18	24	26	26	26	26
短期入所 (医療型)	人日分	36	40	40	40	40	40
	人	5	6	6	6	6	6

【見込量確保のための方策】

- 生活介護については、平成31（2019）年度以降、介護サービスと障害福祉サービスを一体的に提供することができる「共生型サービス」が創設されることを踏まえ、介護保険事業所に対しても参入を働きかけるなど、今後の利用者の増加に備え、提供体制の整備を進めます。
- 自立訓練（機能訓練・生活訓練）については、市内に事業所がないことから利用意向のある人に対応できるよう、情報提供と事業所の提供体制の整備を進めます。
- 就労移行支援については、自立支援協議会での協議をはじめ、障害者就業・生活支援センターや市内の相談支援事業所、公共職業安定所（ハローワーク）等と連携しサービスの利用促進や企業の受け皿の拡大を図ります。また、ニーズに応じたサービス提供体制の整備に努めます。
- 就労継続支援A型、就労継続支援B型については、利用者の増加や障がいのある人の就労支援や工賃の向上等も含め、サービス提供体制の整備に努めます。
- 就労定着支援は、平成30（2018）年度から開始する新たなサービスであるため、一般企業で就労した障がいのある人や、就労移行支援の利用者に対してサービスの周知を行い、利用を促進するとともにサービス提供体制の整備に努めます。
- 短期入所については、緊急時の対応強化の面からも含めて、サービス提供体制の強化に向けて、事業者との調整や新規参入の掘り起こしを推進します。

(3) 居住系サービスの見込量と確保方策

【サービスの内容】

サービス種別	サービスの内容
自立生活援助	入所施設やグループホーム等から一人暮らしに移行した人の家を定期的に訪問し、生活面や体調面の確認や助言等を行います。
共同生活援助	夜間や休日、共同生活を行う住居で相談や日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所している人に、夜間や休日に入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

【利用状況と見込量の設定】

○自立生活援助は、新たなサービスであり、計画期間中での提供体制の整備を見込んでいます。

○共同生活援助は、横ばいから減少となっていますが、サービスの提供体制が十分でなく、地域生活を送るための居住の場としてニーズの高いサービスであることを考慮して、見込量を設定しています。

○施設入所支援は、平成 32（2020）年度末の成果目標の達成を考慮して見込量を設定しています。

サービス種別	単位	実績値			見込量		
		平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
自立生活援助	人				0	0	1
共同生活援助	人	93	94	91	95	95	95
施設入所支援	人	176	174	173	173	172	170

【見込量確保のための方策】

○自立生活援助については、平成 30（2018）年度から開始する新たなサービスであるため、入所施設やグループホームの利用者に情報提供し、サービスの利用を促進するとともにサービス提供体制の整備に努めます。

○共同生活援助については、利用意向のある人に情報提供を行うとともに、施設整備等についての支援制度を周知し、支援策について検討を行うなど、新たな事業者の参入を促進できるように努め、提供体制の整備を進めます。

○施設入所支援については、地域移行が可能な施設入所者に対して、積極的に地域移行につながるよう支援するとともに、利用意向のある人に適切に情報提供を行うように努めます。

(4) 相談支援の見込量と確保方策

【サービスの内容】

サービス種別	サービスの内容
計画相談支援	障害福祉サービス等の利用者に対して、心身の状況や生活環境等を勘案し、保健、医療、福祉等のサービスが総合的かつ効率的に提供されるようにサービス等利用計画の作成等を行います。
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している人や精神科病院に入院している人に対して、住居の確保等、地域生活移行のための相談等を行います。
地域定着支援	地域で単身生活の障がい者や同居家族からの支援が受けられない障がい者に、地域生活定着のための相談やサポートを行います。

【利用状況と見込量の設定】

○計画相談支援は、増加傾向にあり、今後も増加が継続すると見込んでいます。

○地域移行支援、地域定着支援は、横ばいで推移しています。提供体制等を考慮して今後も同様の状況が継続すると見込んでいます。

サービス種別	単位	実績値			見込量		
		平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
計画相談支援	人	105	112	115	117	119	121
地域移行支援	人	0	1	1	1	1	1
地域定着支援	人	2	2	1	1	1	1

【見込量確保のための方策】

○計画相談支援については、特定相談支援事業者の指定を行い、適切なサービスの利用計画等が作成できる体制を整備します。

○地域移行支援、地域定着支援については、自立支援協議会での協議や、指定一般相談支援事業者との連携のもと、福祉施設の入所者及び入院中の精神障がいのある人、単身で障がいのある人等が地域生活に移行できるよう検討を進めます。

3 障害児通所支援事業の見込量

障がいのある児童が、身近な地域で保育・教育及び療育を受けることができ、ニーズに応じたサービスを安心して利用することができるよう、平成 30（2018）年度から平成 32（2020）年度までの各年度における障害福祉サービスの種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量を確保するための方策を定めます。

（１）障害児通所支援の見込量と確保方策

【サービスの内容】

サービス種別	サービスの内容
児童発達支援	未就学の障がいのある子どもに、通所による日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与や集団生活への適応訓練等を行います。
医療型児童発達支援	児童発達支援に加えて治療を行います。
放課後等デイサービス	学齢期の障がいのある子どもに、放課後や学校の休業日において、生活能力向上のために必要な訓練を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を利用中の障がい児に対し、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいのある子どもの家庭を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与を行います。

【利用状況と見込量の設定】

- 児童発達支援は、増加傾向にあります。今後も増加は継続すると見込まれますが、少子化等も考慮して見込量を設定しています。
- 医療型児童発達支援は、提供する事業所が開設されていないことから利用を見込んでいません。
- 放課後等デイサービスは、平成 28（2016）年度以降大幅に増加しています。今後も増加は継続すると見込まれますが、少子化等も考慮して見込量を設定しています。
- 保育所等訪問支援は、平成 32（2020）年度末の成果目標の達成を考慮して見込量を設定しています。
- 居宅訪問型児童発達支援は、新たなサービスであるため、計画期間中の提供体制の整備を見込んでいます。

サービス種別	単位	実績値			見込量		
		平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
児童発達支援	人日分	152	157	175	180	190	200
	人	31	33	37	38	39	40
医療型 児童発達支援	人日分	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0
放課後等 デイサービス	人日分	196	316	530	640	680	720
	人	37	51	69	80	85	90
保育所等訪問支援	人日分	0	1	0	0	0	10
	人	0	1	0	0	0	5
居宅訪問型 児童発達支援	人日分				0	0	10
	人				0	0	2

【見込量確保のための方策】

- 児童発達支援、放課後等デイサービスについては、平成 31（2019）年度以降、介護サービスと障害福祉サービスを一体的に提供することができる「共生型サービス」が創設されることを踏まえ、介護保険事業所に対しても参入を働きかけるなど、今後の利用者の増加に備え、提供体制の整備を進めます。また、放課後等デイサービスガイドライン等の周知を図り、各事業所の質の向上に努めます。
- 保育所等訪問支援については、児童発達支援センターの設置と併せて提供体制の整備について検討を進めます。
- 居宅訪問型児童発達支援については、平成 30（2018）年度から開始する新たなサービスであるため、対象者に情報提供し、サービスの利用を促進するとともにサービス提供体制の整備に努めます。

(2) 障害児相談支援の見込量と確保方策

【サービスの内容】

サービス種別	サービスの内容
障害児相談支援	障害児通所支援等の利用者に対して、心身の状況や生活環境等を勘案し、保健、医療、福祉等のサービスが総合的かつ効率的に提供されるようにサービス等利用計画の作成等を行います。

【利用状況と見込量の設定】

○障害児相談支援は、増加傾向にあり、今後も増加が継続すると見込んでいます。

サービス種別	単位	実績値			見込量		
		平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
障害児相談支援	人	15	21	28	30	35	40

【見込量確保のための方策】

○障害児相談支援については、相談支援専門員の増員や新規参入の呼びかけを行い、適切なサービスの利用計画等が作成できる体制の整備に努めます。

○関係機関と連携し、適切な障害児支援利用計画の作成及びモニタリングが行われるよう努めます。

(3) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

サービス種別	単位	実績値			見込量		
		平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
コーディネーターの 配置人数	人				0	0	1

【見込量確保のための方策】

○医療的ケア児に対するコーディネーターについては、医療的ケア児支援の協議の場の設置と併せて相談支援事業所等と連携し、保健、医療、福祉その他の各関連分野との連絡調整を行う人材の確保に努めます。

4 地域生活支援事業の見込量

地域生活支援事業は、障がい者（児）がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的・効果的に実施するものです。

（１）理解促進研修・啓発事業 【本市実施】

障がい者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がい者等の理解を深めるための研修・啓発を行います。

【実績と見込量の設定】

	単位	実績値			見込量		
		平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
実施状況	有無	—	—	—	検討	有	有

（２）自発的活動支援事業 【本市実施】

障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者やその家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援します。

【実績と見込量の設定】

	単位	実績値			見込量		
		平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
実施状況	有無	—	—	—	検討	有	有

（３）相談支援事業

①相談支援事業

相談支援事業は、障がい者やその家族からの相談に応じて、必要な情報の提供及び助言、サービス利用の援助、サービス事業者や関係機関との連絡調整等を総合的に行います。

【実績と見込量の設定】

	単位	実績値			見込量		
		平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
実施状況	か所	4	5	5	5	5	5

【宇和島市障害者地域活動支援センターグリーン工房、正光会地域活動支援センター柿の木、旭川荘南愛媛病院、相談支援センター豊正園、相談支援事業所八つ鹿工房にて実施します。】

②基幹相談支援センター等機能強化事業 【本市実施】

相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、専門的な相談支援が必要となる困難な事例の対応や相談支援事業者に対する専門的指導・助言を行います。

【実績と見込量の設定】

	単位	実績値			見込量		
		平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
実施状況	有無	有	有	有	有	有	有

③住宅入居等支援事業

賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者に対し、入居に必要な調整等にかかわる支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障がい者の地域生活を支援します。

また、障がい者世帯に対する家賃債務保証制度等を活用し、障がい者の地域居住の円滑化の支援に向けて取り組みます。

【実績と見込量の設定】

	単位	実績値			見込量		
		平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
実施状況	有無	有	有	有	有	有	有

【宇和島市障害者地域活動支援センターグリーン工房、正光会地域活動支援センター柿の木、旭川荘南愛媛病院、相談支援センター豊正園、相談支援事業所八つ鹿工房にて実施します。】

（４）成年後見制度利用支援事業 【本市実施】

身寄りがなく、申し立て手続きに支援を要する資力に乏しい重度の知的障がい者又は精神障がい者が、障害福祉サービス等の利用の観点から、市が成年後見制度の利用が有効と認められる場合において、成年後見制度の申し立てに関する経費を助成する等の必要な支援を行います。

【実績と見込量の設定】

	単位	実績値			見込量		
		平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
実施状況	人	—	—	—	1	1	1

（５）成年後見制度法人後見支援事業 【本市実施】

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人の確保体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。

【実績と見込量の設定】

	単位	実績値			見込量		
		平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
実施状況	有無	—	—	—	検討	検討	有

（６）意思疎通支援事業 【本市実施】

聴覚、言語機能、音声機能等の障がいのため、意思疎通を図ることに支援が必要な方に対する手話通訳者や要約筆記者の派遣事業、手話通訳者の設置を行います。

【実績と見込量の設定】

サービス種別	単位	実績値			見込量		
		平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
手話通訳者設置事業	か所	1	1	1	1	1	1
手話通訳者・要約筆記者派遣事業利用者数	人	417	409	500	500	500	500

（７）日常生活用具給付等事業 【本市(用具取扱事業者)実施】

重度障がい者に対して日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資するために日常生活用具等の給付を行います。

【実績と見込量の設定】

サービス種別	単位	実績値			見込量		
		平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
介護・訓練支援用具	件	9	8	10	10	10	10
自立生活支援用具	件	12	12	12	12	12	12
在宅療養等支援用具	件	15	1	5	5	5	5
情報・意思疎通支援用具	件	17	13	15	15	15	15
排せつ管理支援用具	件	2,016	1,978	2,000	2,000	2,000	2,000
住宅改修費	件	2	3	3	3	3	3
計	件	2,071	2,015	2,045	2,045	2,045	2,045

(8) 手話奉仕員養成研修事業

手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成し、意思疎通を図ることに支障のある障がい者等が自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう手話奉仕員養成講座を実施します。

【実績と見込量の設定】

	単位	実績値			見込量		
		平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
実施状況	人	36	36	39	40	40	40

【本市が中心となって宇和島圏域(宇和島市、松野・鬼北・愛南町)で実施します。】

(9) 移動支援事業

社会生活上、必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための移動を支援します。

【実績と見込量の設定】

	単位	実績値			見込量		
		平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
利用者数	人	113	73	80	80	80	80
利用時間	時間	967	650	700	700	700	700

【宇和島市社会福祉協議会、ケアセンター宇和島、共同連えひめ、サンプロジェクト、えひめ障害者ヘルパーセンターひめヘルプ、らくらく介護、M&M、西予市野城総合福祉協会ヘルパーステーションハートにて実施します。】

(10) 地域活動支援センター機能強化事業

障がい者の創作的活動又は生産活動の機会を提供するとともに、社会交流の促進を図る地域活動支援センターの機能を充実強化し、障がい者等の地域生活支援の促進を図ります。

【実績と見込量の設定】

	単位	実績値			見込量		
		平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
地域活動支援センター Ⅰ型	か所	2	2	2	2	2	2
地域活動支援センター Ⅱ型	か所	—	—	—	—	—	—
地域活動支援センター Ⅲ型	か所	1	1	1	1	1	1

【宇和島市障害者地域活動支援センターグリーン工房（Ⅰ型）、正光会地域活動支援センター柿の木（Ⅰ型）、たちばな作業所（Ⅲ型）にて実施します。】

(11) その他の事業

①福祉ホーム事業 【本市実施】

住居を求めている障がい者について、低額な料金で、居室その他の設備を利用可能とするとともに、日常生活に必要な便宜を供与することにより、障がい者の地域生活を支援します。

【実績と見込量の設定】

	単位	実績値			見込量		
		平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
実施か所数	か所	—	—	—	検討	検討	1
利用者数	人	—	—	—	検討	検討	1

②訪問入浴サービス事業

地域における身体障がい者の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障がい者の身体の清潔保持、心身機能の維持等を図ります。

【実績と見込量の設定】

	単位	実績値			見込量		
		平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
実施か所数	か所	1	1	1	1	1	1
利用者数	人	7	7	6	6	6	6

【宇和島市社会福祉協議会にて実施します。】

③日中一時支援事業

障がい者（児）の家族の就労支援や障がい者（児）を日常的に介護している家族の一時的な休息などを提供するため、障がい者（児）に対して、日中における活動の場を確保します。

【実績と見込量の設定】

	単位	実績値			見込量		
		平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
実施か所数	か所	9	10	11	11	11	11
利用者数	人	73	78	78	80	80	80

【フレンドまつの、ライフまつの、多機能型支援事業所フレンド、豊正園、八つ鹿工房、希望の森、松葉学園、ひまわりの郷、ゆらり、野村学園、ヨハネの家にて実施します。】

④社会参加支援事業

障がい者の社会参加を促進することを目的として実施します。

【実績と見込量の設定】

	単位	実績値			見込量		
		平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
実施か所数	か所	2	2	2	2	2	2

【声の広報（朗読奉仕さざなみの会）、要約筆記者奉仕員養成研修（本市）にて実施します。】

⑤障害者虐待防止対策支援事業 【本市実施】

「障害者虐待防止法」に規定される障がい者に対する虐待防止及び早期対応、養護者に対する適切な支援及び関係機関や民間団体との連携協力体制を整備について必要な事項を定め、障がい者及びその家族等が、安心して生活できるような地域環境の整備を行うことを目的として実施します。

【実績と見込量の設定】

サービス種別	単位	実績値			見込量		
		平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
弁護士等派遣要請	件	—	—	1	1	1	1

第6章 計画の推進体制

1 計画の広報・周知

(1) 市民・地域への周知・情報伝達

計画の推進にあたっては、市民や地域の理解促進が不可欠です。計画書概要版の配布やホームページでの公表等、様々な媒体を通じて本計画を広く市民に周知します。特に、障がいや障がいのある人に関する理解・啓発や、地域での見守り、交流、防災・防犯等の取り組みは、地域との連携や地域住民の主体的な活動が重要であることから、関係課との連携のもと、重点的な広報を行います。

(2) 障がいのある人やその家族への周知・情報伝達

障がいのある人への周知にあたっては、当事者や家族等の意見を取り入れながら、合理的配慮の視点を踏まえ、わかりやすい情報発信を行います。

2 計画の推進

(1) 障害福祉サービスの円滑な提供

障害福祉サービス等の充実を図るため、サービス提供事業所等へ各種情報提供を行うなど、事業参入しやすい環境づくりに努めます。また、利用者がサービス提供事業所の選択に活用できるよう、事業所情報の広報を行います。

障害福祉サービス等において、広域的な対応が望ましいものは、県や近隣市町との連携により、提供体制の充実に取り組みます。

(2) 庁内関係課との連携

計画を円滑に推進していくため、福祉課障害福祉係が中心となり、保健、医療等の福祉分野をはじめ、子育て、教育、就労、防災、まちづくり等、障がい者施策にかかわる各分野との連携を図ります。

（３）団体、事業者、その他専門機関等の関係機関との連携

障がい福祉施策を総合的に推進するには、行政だけでなく地域や団体、事業所等、様々な主体との連携が必要です。社会福祉協議会、民生委員児童委員や自治会、地域団体、当事者団体、事業者、医療機関、企業、公共職業安定所（ハローワーク）等と協働の視点に立ち、それぞれの役割を明確にしながら連携強化を図ります。

また、障害者自立支援協議会は各関係機関が一堂に会する場であるため、現状・課題の共有や、今後の取り組みの協議の場として機能するよう運営を行います。

（４）国や県、近隣市町との連携

本計画は、国の法律、制度、県の方向性等を踏まえて策定しているため、国や県からの情報を随時収集し、内容を踏まえて障がい者施策を推進します。また、専門的な知識を必要とする事例や、広域的な対応が求められる場合には、近隣市町や県との情報交換や連携を図り、対応に努めます。

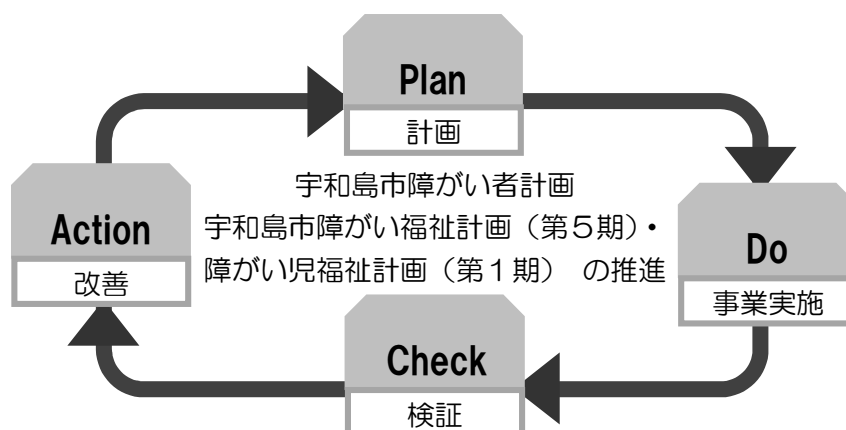
（５）国の動向に対応した、見直し・変更点等の周知

今後、国から障がい者制度に関する改正等があった場合、その内容を踏まえ、必要に応じて計画を見直します。計画の内容に変更が生じた場合、速やかに変更点を市民、サービス提供事業者、関係機関、団体等に周知します。

３ 計画の進捗管理

本計画を着実に実行していくため、障がい福祉計画、障がい児福祉計画の成果目標の達成状況をはじめとして、PDCAサイクルに基づいて毎年、進捗状況の定期的な確認を行い、施策のより効果的な推進に役立てるとともに、事業の見直し等を行います。

■PDCAサイクルのイメージ



資料編

1 宇和島市障害者計画・障害福祉計画（第5期）検討委員会委員名簿

	所 属 ・ 役 職 等	氏名(敬称略)	区分等
1	宇和島市議会厚生委員長	武田 元介	議会の委員
2	宇和島市障害者協議会会長	兵頭 司博	社会福祉関係団体等の 代表者
3	公益財団法人正光会宇和島病院医師	渡部 三郎	学識経験者・有識者等
4	南予地方局 地域福祉課長	大西 康広	関係行政機関等の職員
5	社会福祉法人 宇和島市社会福祉協議会 事務局次長兼総務課長	渡辺 正人	関係行政機関等の職員
6	社会福祉法人 旭川荘 南愛媛療育センター地域支援課長	小林 正昭	学識経験者・有識者等
7	社会福祉法人 宇和島福祉協会 豊正園施設長	酒井 慎司	社会福祉関係団体等の 代表者
8	社会福祉法人 八つ鹿会 八つ鹿工房施設長	桑原 秀樹	社会福祉関係団体等の 代表者
9	社会福祉法人 はまゆう会 はまゆう共同作業所所長	中村 伸好	社会福祉関係団体等の 代表者
10	障害者就業・生活支援センター きら 管理者	青嶋 由貴	学識経験者・有識者等
11	社会福祉法人 宇和島福祉協会 相談支援センター豊正園相談支援専門員	奥川 一路	学識経験者・有識者等
12	社会福祉法人 八つ鹿会 相談支援事業所八つ鹿工房相談支援専門員	山本 隆明	学識経験者・有識者等

2 宇和島市障害者計画検討委員会設置要綱

平成19年2月2日

要綱第2号

改正 平成27年3月1日要綱第4号

平成29年6月30日要綱第53号

(設置)

第1条 宇和島市障害者計画の策定、評価及び改善に係る検討を行うため、宇和島市障害者計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 宇和島市障害者計画の策定に係る検討に関すること。
- (2) 宇和島市障害者計画の評価及び改善に係る検討に関すること。
- (3) その他委員会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 学識経験者、有識者等
- (3) 社会福祉関係団体の代表者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他市長が必要と認めた者

3 前項に規定する委員がその身分を失ったときは、その職を辞したものとみなす。

(任期)

第4条 委員の任期は、委員会の目的が達成されたときまでとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の中から互選する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集しその議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席をもって開くことができる。

3 委員会は、委員会の運営上必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明その他の協力を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、障害者福祉担当課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による最初の委員会は、第6条の規定にかかわらず、市長が招集する。
- 3 この要綱は、委員会の目的が達成されたときに、その効力を失う。

附 則（平成27年3月1日要綱第4号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年6月30日要綱第53号）

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

3 宇和島市障害福祉計画検討委員会設置要綱

平成18年4月7日

要綱第24号

改正 平成27年3月1日要綱第5号

平成28年9月1日要綱第80号

平成29年6月30日要綱第54号

(設置)

第1条 宇和島市障害福祉計画（以下「計画」という。）の策定、評価及び改善に係る検討を行うため、宇和島市障害福祉計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定に係る検討に関すること。
- (2) 計画の評価及び改善に係る検討に関すること。
- (3) その他委員会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 学識経験者、有識者等
- (3) 社会福祉関係団体の代表者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他市長が必要と認めた者

3 前項に規定する委員がその身分を失ったときは、その職を辞したものとみなす。

(任期)

第4条 委員の任期は、委員会の目的が達成されたときまでとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の中から互選する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集しその議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席をもって開くことができる。

3 委員会は、委員会の運営上必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明その他の協力を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、障害者福祉担当課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、告示の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。
- 2 この要綱による最初の委員会は、第6条の規定にかかわらず、市長が招集する。
- 3 この要綱は、委員会の目的が達成されたときに、その効力を失う。

附 則（平成27年3月1日要綱第5号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年9月1日要綱第80号）

この要綱は、平成28年9月1日から施行する。

附 則（平成29年6月30日要綱第54号）

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

4 障害福祉に関するアンケート調査結果

1 調査の目的

現在、宇和島市では、障害の有無にかかわらず、お互いの人権を尊重し、支え合い、助け合って、誰もが住み慣れたところで安心して暮らせる地域社会をめざして、「宇和島市障害者計画・障害福祉計画（第5期）」の策定をすすめています。

本調査は、市内にお住まいの障害のある方から、日ごろの生活状況や、障害福祉サービスなどに関するご意見をおうかがいし、計画づくりに反映していきたいと考え、実施しました。

2 調査概要

- 調査対象者：550 人
- 調査期間：平成 29 年 7 月 3 日（月）～平成 29 年 7 月 14 日（金）
- 調査方法：郵送による配付・回収

調 査 票	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
	550 件	282 件	51.3%

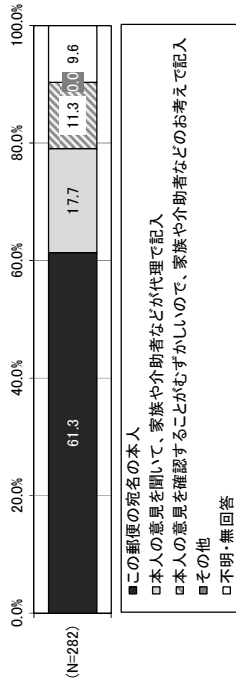
3 報告書の見方

- 回答結果の割合「％」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100.0%にならない場合があります。このことは、本報告書内の分析文、グラフ、表においても反映しています。
- 複数回答（複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。
- 図表中において「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。
- 図表中の「N（number of case）」は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を表しています。
- 本文中の設問の選択肢について、長い文は簡略化している場合があります。

あなた（この郵便の宛名のご本人）の性別・年齢・ご家族などについて

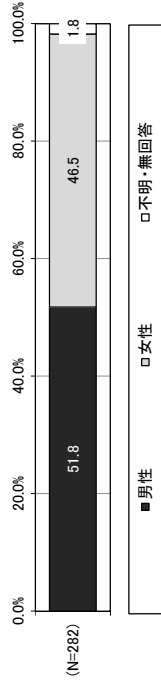
■ この調査票をご記入になる方はどなたですか。（1つだけ○）

調査票記入者についてみると、「この郵便の宛名の本人」が61.3%ともっとも高く、次いで「本人の意見を聞いて、家族や介護者などが代理で記入」が17.7%、「本人の意見を確認することがむずかしいので、家族や介護者などのお考えで記入」が11.3%となっています。



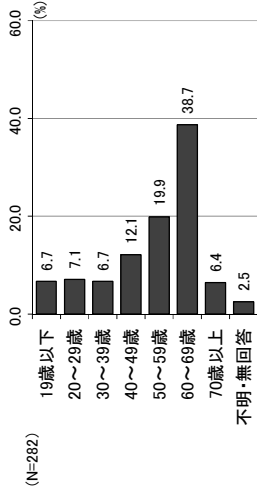
問1 あなたの性別はどちらですか。（1つだけ○）

性別についてみると、「男性」が51.8%、「女性」が46.5%となっています。



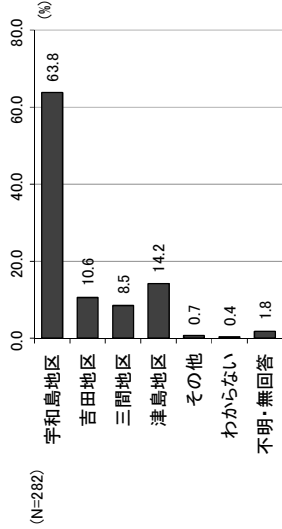
問2 あなたの年齢は、何歳ですか。（数字を記入）

年齢についてみると、「60～69 歳」が38.7%ともっとも高く、次いで「50～59 歳」が19.9%、「40～49 歳」が12.1%となっています。



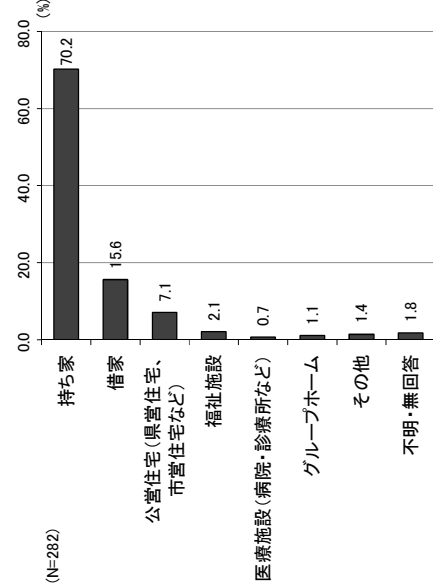
問3 お住まいの地区はどこですか。(1つだけ○)

住んでいる地区についてみると、「宇和島地区」が63.8%ともっとも高く、次いで「津島地区」が14.2%、「吉田地区」が10.6%となっています。



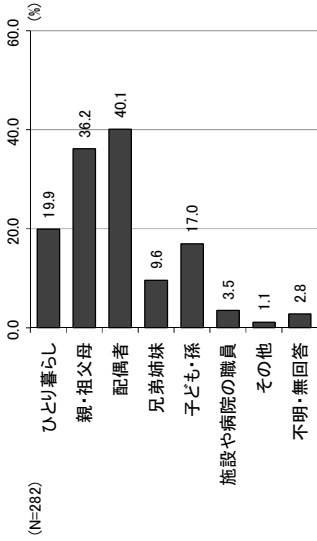
問4 あなたのお住まい（生活の場）はどこですか。(1つだけ○)

お住まい(生活の場)についてみると、「持ち家」が70.2%ともっとも高く、次いで「借家」が15.6%、「公営住宅（県営住宅、市営住宅など）」が7.1%となっています。



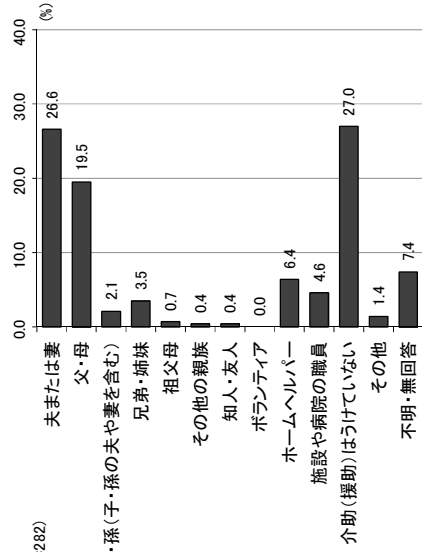
問5 あなたはどなたと一緒に暮らしていますか。(あてはまるものすべてに○)

一緒に暮らしている方についてみると、「配偶者」が40.1%ともっとも高く、次いで「親・祖父母」が36.2%、「ひとり暮らし」が19.9%となっています。

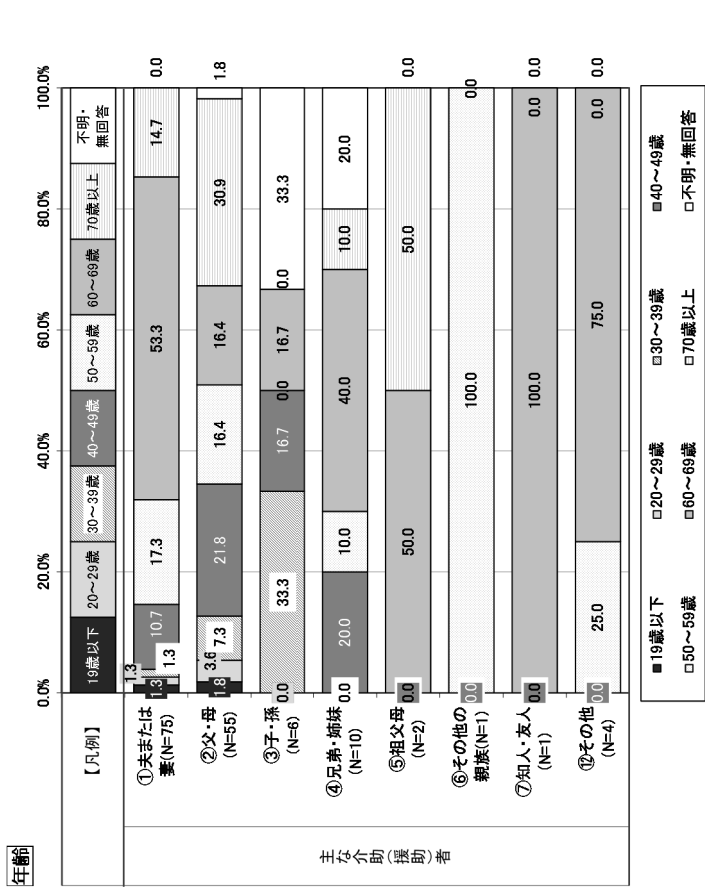


問6 あなたは、普段の生活で主にどなたからの介助(援助)をうけていますか。(1つだけ○)
また、その方の年齢（平成29年4月1日現在）と性別をお答えください。
(数字を記入、あてはまるものに○)

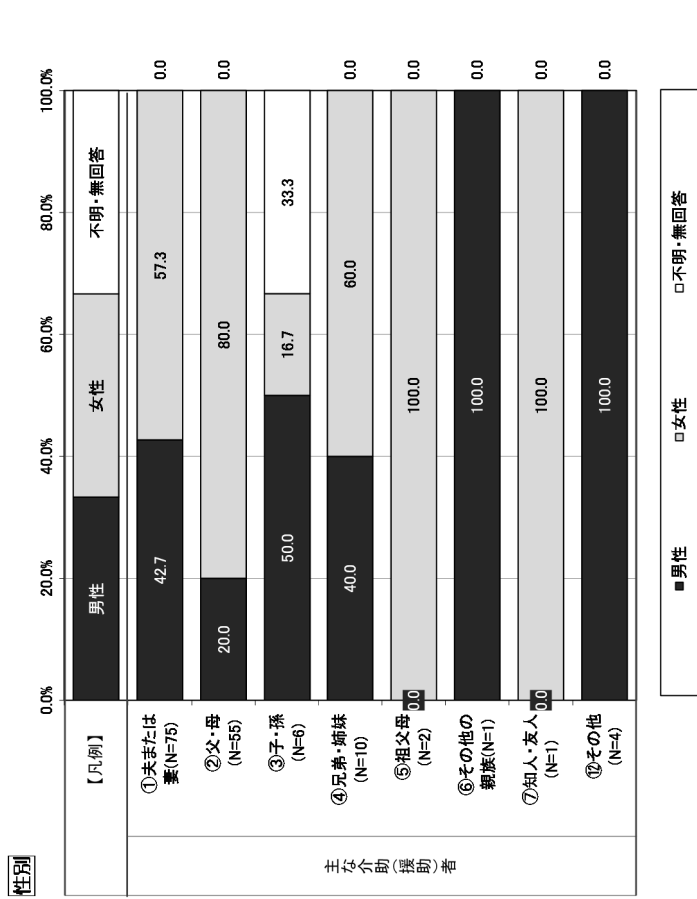
普段の生活で主にどなたからの介助(援助)をうけているかについてみると、「介助(援助)はうけていない」が27.0%ともっとも高く、次いで「夫または妻」が26.6%、「父・母」が19.5%となっています。



主な介助（援助）者の年の年齢についてみると、『夫または妻』では「60～69歳」が53.3%、『父・母』では「70歳以上」が30.9%、『子・孫』では「30～39歳」が33.3%、『兄弟・姉妹』では「60～69歳」が40.0%とそれぞれ高くなっています（「不明・無回答」を除く）。
『祖父母』『その他の親族』『知人・友人』『その他』では、「50歳以上」となっています。

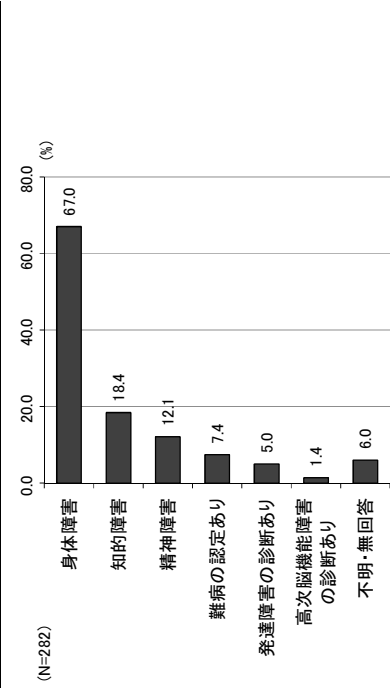


主な介助（援助）者の年の性別についてみると、『夫または妻』『父・母』『兄弟・姉妹』『祖父母』『知人・友人』では「女性」が、『子・孫』『その他の親族』『その他』では「男性」が高くなっています。

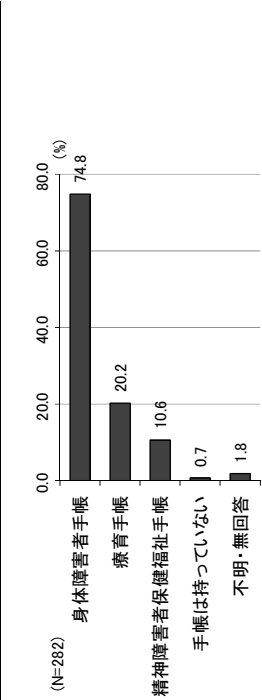


あなたの障害の状況について

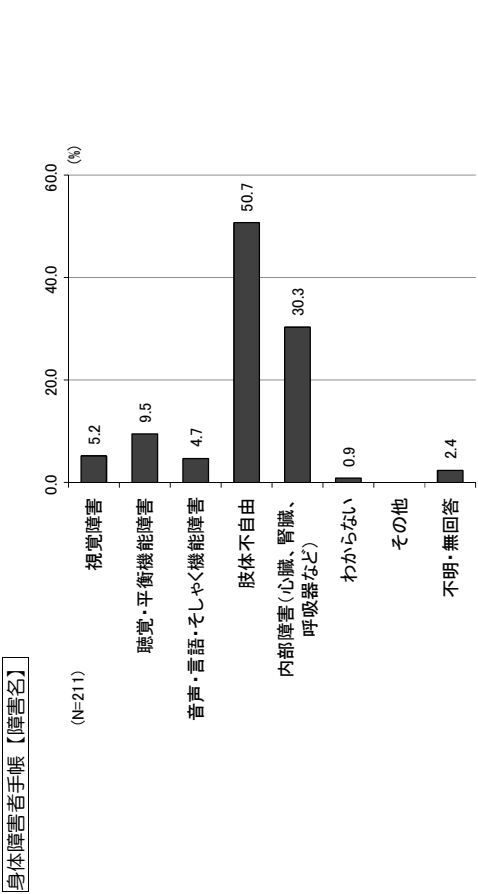
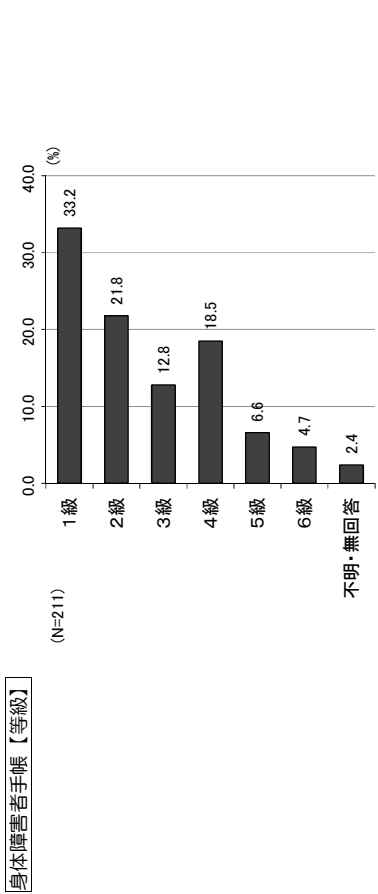
問7 あなたの障害について、あてはまるものすべてに○をしてください。
障害についてみると、「身体障害」が67.0%ともっとも高く、次いで「知的障害」が18.4%、「精神障害」が12.1%となっています。



問8 あなたがお持ちの手帳について、あてはまるものすべてに○をしてください。
お持ちの手帳についてみると、「身体障害者手帳」が74.8%ともっとも高く、次いで「療育手帳」が20.2%、「精神障害者保健福祉手帳」が10.6%となっています。



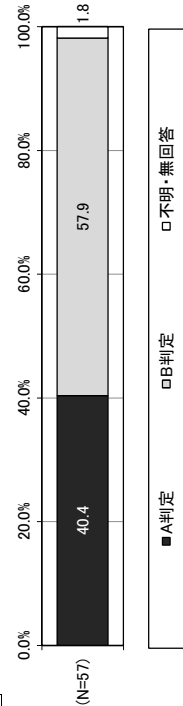
身体障害者手帳所持者の等級についてみると、「1級」が33.2%ともっとも高く、次いで「2級」が21.8%、「4級」が18.5%となっています。
障害名についてみると、「肢体不自由」が50.7%ともっとも高く、次いで「内部障害（心臓、腎臓、呼吸器など）」が30.3%、「聴覚・平衡機能障害」が9.5%となっています。



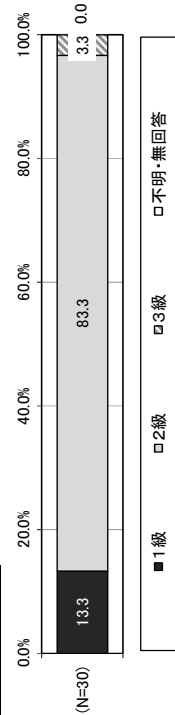
療育手帳所持者の判定についてみると、「B判定」が57.9%、「A判定」が40.4%と「B判定」が上回っています。

精神障害者保健福祉手帳所持者の等級についてみると、「2級」が83.3%と最も高く、次いで「1級」が13.3%、「3級」が3.3%となっています。

療育手帳【判定】



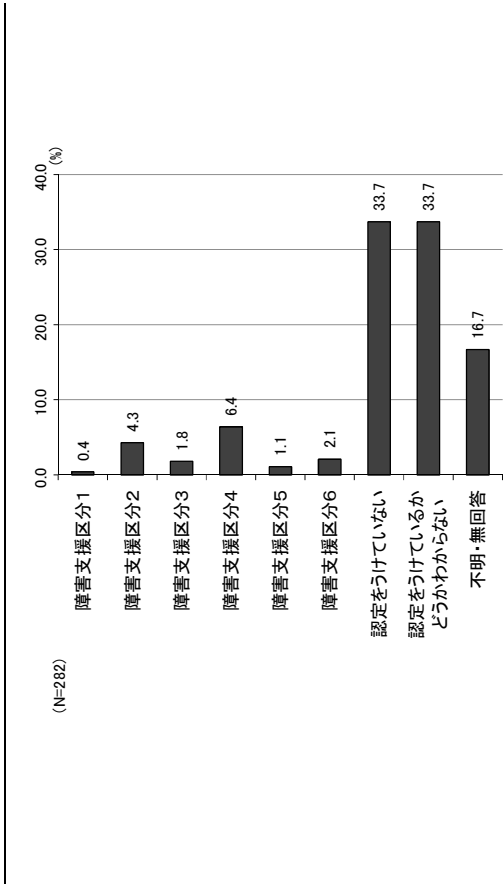
精神障害者保健福祉手帳【等級】



障害福祉サービス等の利用について

問9 あなたは障害支援区分認定をうけていますか。(1つだけ○)

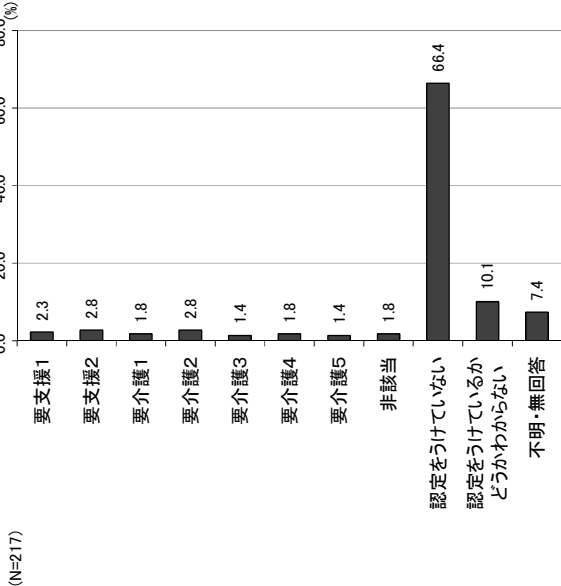
障害支援区分認定をうけているかについてみると、「認定をうけていない」「認定をうけているかどうかからない」がともに33.7%と最も高く、次いで「障害支援区分4」が6.4%、「障害支援区分2」が4.3%となっています（「不明・無回答」を除く）。



※あなたの年齢が40歳以上の方に伺います。

問 10 あなたは介護保険において、要介護認定をうけていますか。(1つだけ○)

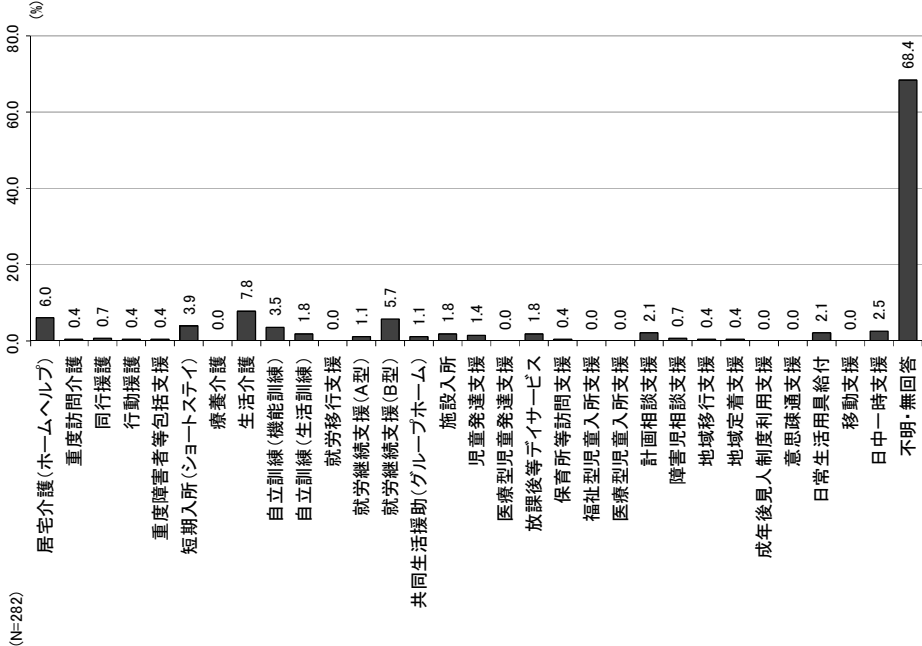
介護保険において、要介護認定をうけているかについてみると、「認定をうけていない」が66.4%と最も高く、次いで「認定をうけているかどうかからない」が10.1%となっています。



問 11 現在、あなたが、利用している障害福祉サービス等について、あてはまるものすべてに○をしてください。

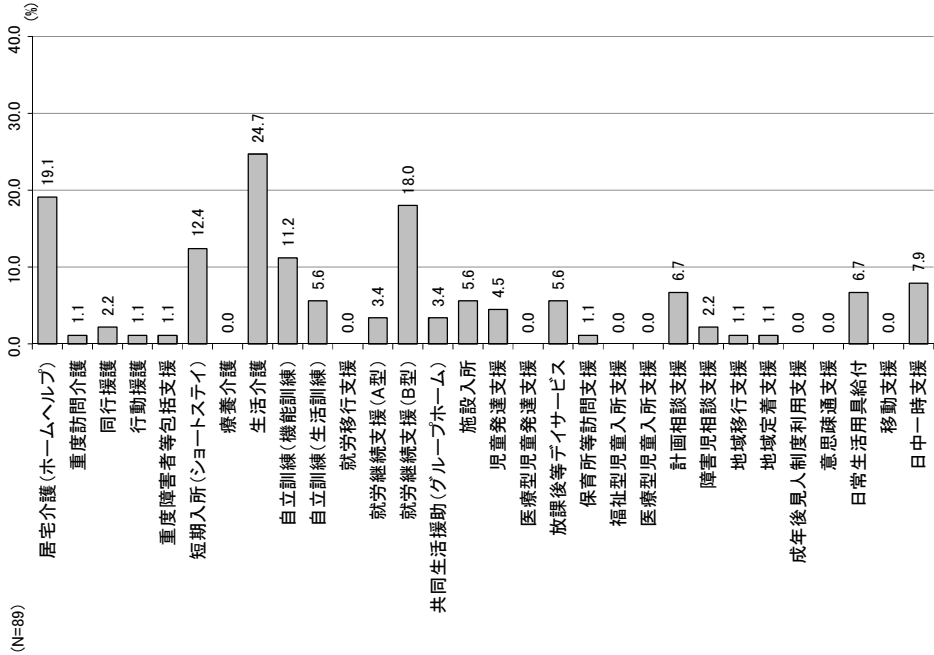
現在、あなたが、利用している障害福祉サービス等についてみると、「生活介護」が7.8%と最も高く、次いで「居宅介護（ホームヘルプ）」が6.0%、「就労継続支援（B型）」が5.7%となっています（「不明・無回答」を除く）。

※「不明・無回答」を含む



現在、あなたが、利用している障害福祉サービス等についてみると、「生活介護」が24.7%ともっとも高く、次いで「居宅介護（ホームヘルプ）」が19.1%、「就労継続支援（B型）」が18.0%となっています。

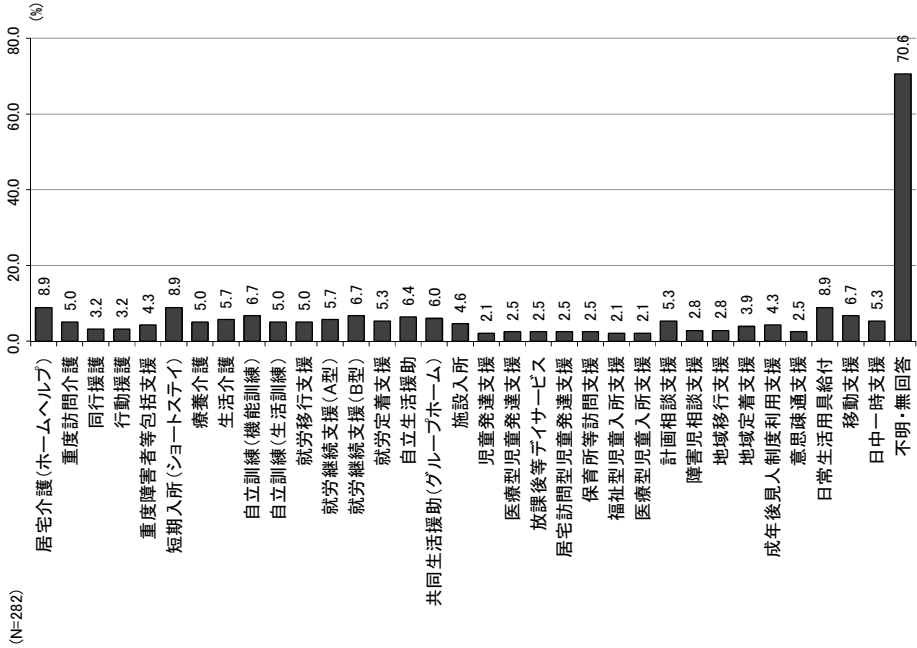
※「不明・無回答」を含まない



問 12 今後、あなたが、利用したい障害福祉サービス等について、あてはまるものすべてに○をしてください。

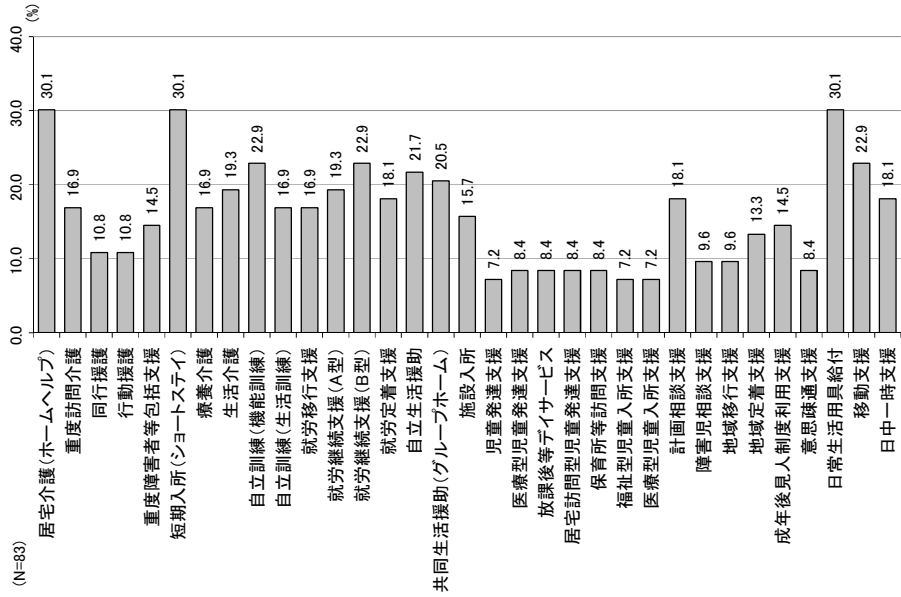
今後、あなたが、利用したい障害福祉サービス等についてみると、「居宅介護（ホームヘルプ）」「短期入所（ショートステイ）」「日常生活用具給付」がすべて8.9%ともっとも高く、次いで「自立訓練（機能訓練）」「就労継続支援（B型）」「移動支援」が6.7%となっています（「不明・無回答」を除く）。

※「不明・無回答」を含む



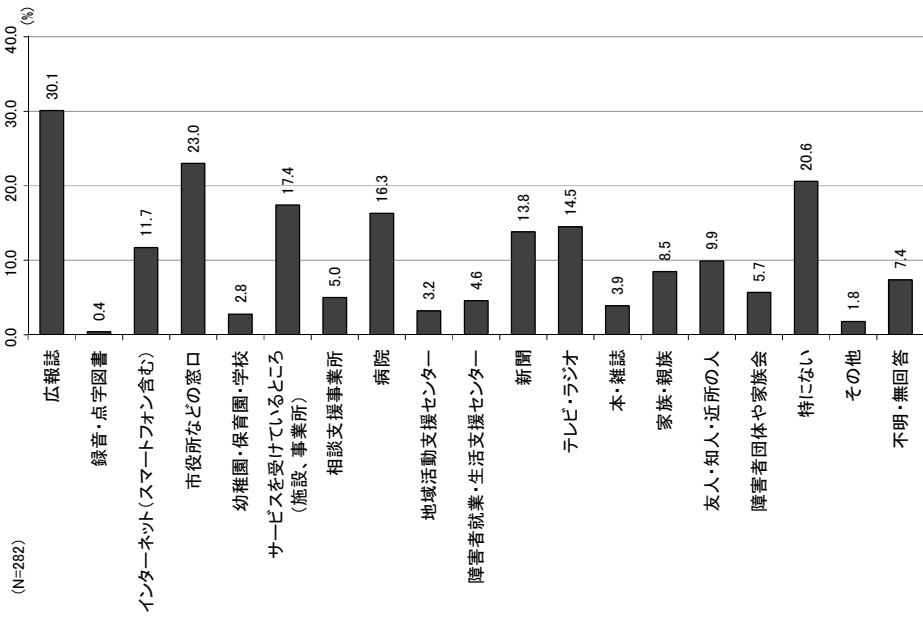
今後、あなたが、利用したい障害福祉サービス等についてみると、「居宅介護（ホームヘルプ）」「短期入所（ショートステイ）」「日常生活用具給付」がすべて30.1%ともっとも高く、次いで「自立訓練（機能訓練）」「就労継続支援（B型）」「移動支援」が22.9%となっています。

※「不明・無回答」を含まない



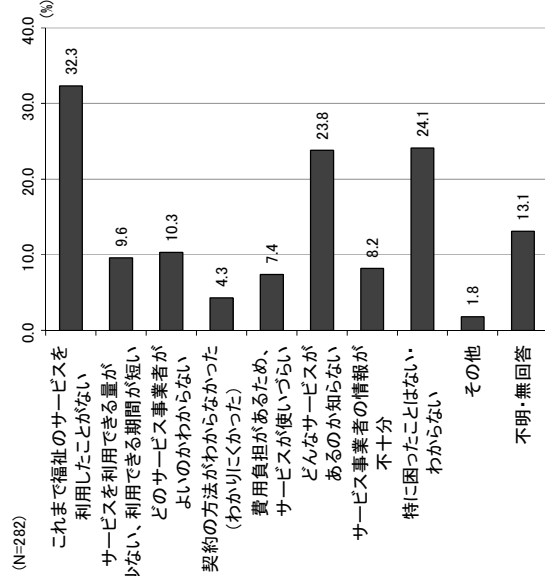
問 13 あなたは福祉に関する情報をどこから入手していますか。(あてはまるものすべてに○)

福祉に関する情報をどこから入手しているかについてみると、「広報誌」が30.1%ともっとも高く、次いで「市役所などの窓口」が23.0%、「特にない」が20.6%となっています。



問 14 あなたは福祉のサービスを利用するときに何か困ったことがありますか。
(主なもの3つまで○)

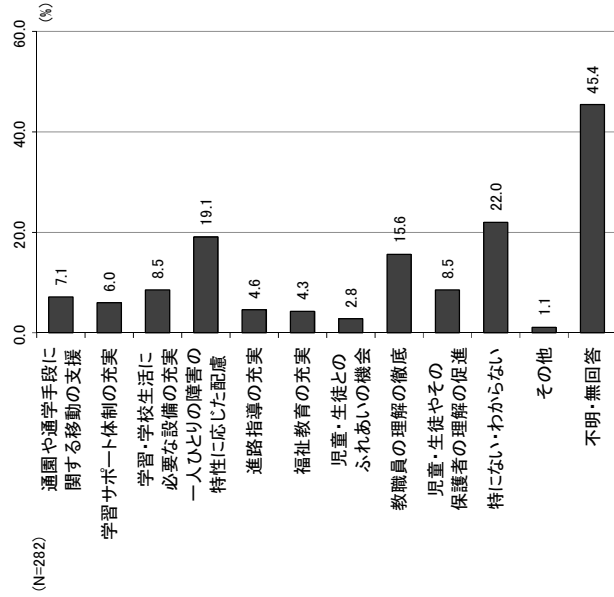
福祉のサービスを利用するときに何か困ったことがあったかについてみると、「これまで福祉のサービスを利用したことがない」が32.3%と最も高く、次いで「特に困ったことはない・わからない」が24.1%、「どんなサービスがあるのかわからない」が23.8%となっています。



教育について

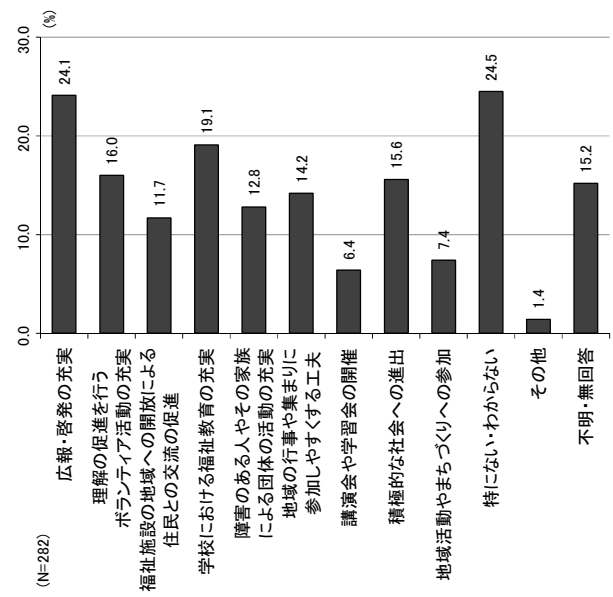
問 15 あなたが学校や幼稚園・保育園等での生活を送るうえで必要だと思ったこと、もしくは思っていることは、どのようなことですか。(主なもの3つまで○)

学校や幼稚園・保育園等での生活を送るうえで必要だと思ったこと、もしくは思っていることについてみると、「特にない・わからない」が22.0%と最も高く、次いで「一人ひとりの障害の特性に応じた配慮」が19.1%、「教職員の理解の徹底」が15.6%となっています（「不明・無回答」を除く）。



問 16 あなたが障害や障害のある人に対する市民の理解を深めるために必要だと思うことはどのようなことですか。(主なもの3つまで○)

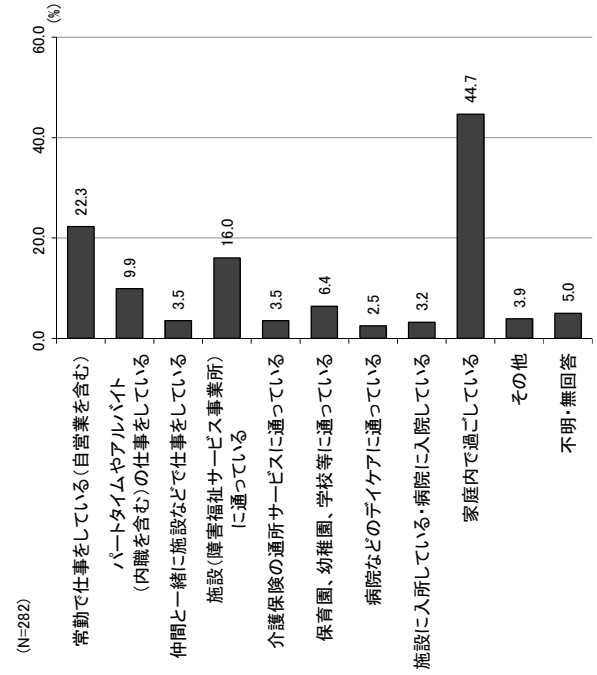
障害や障害のある人に対する市民の理解を深めるために必要だと思うことについてみると、「特にない・わからない」が24.5%ともっとも高く、次いで「広報・啓発の充実」が24.1%、「学校における福祉教育の充実」が19.1%となっています。



就労について

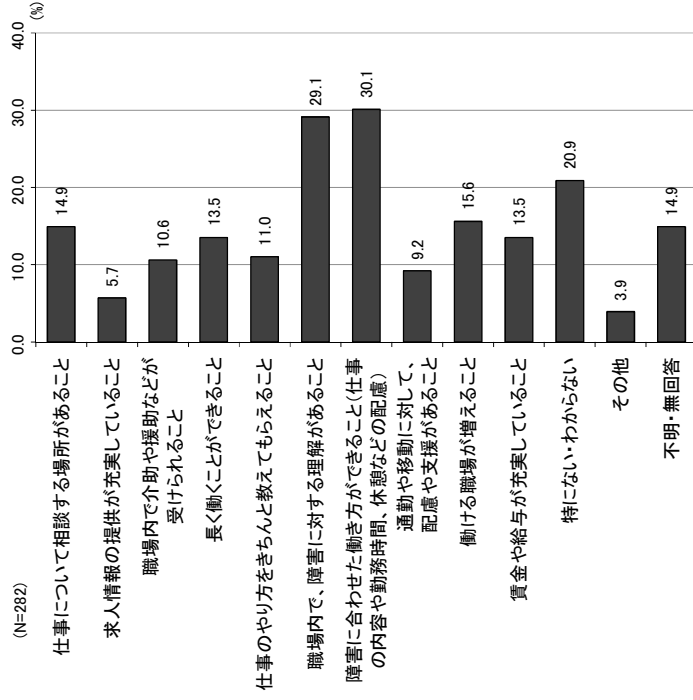
問 17 あなたは、日中の生活をどのように過ごしていますか。(あてはまるものすべてに○)

日中の生活をどのように過ごしているかについてみると、「家庭内で過ごしている」が44.7%ともっとも高く、次いで「常勤で仕事をしている(自営業を含む)」が22.3%、「施設(障害福祉サービス事業所)に通っている」が16.0%となっています。



問 18 あなたが働く場合、どのような配慮を希望しますか。（主なもの3つまで○）

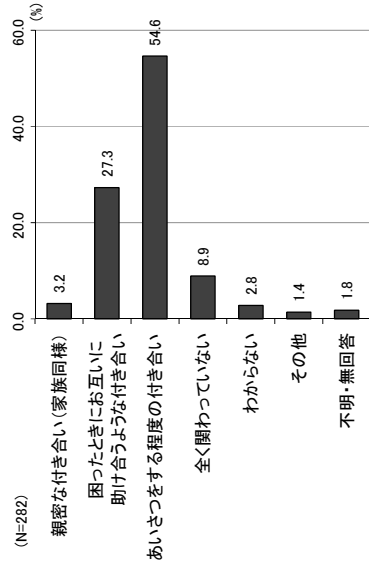
働く場合、どのような配慮を希望するかについてみると、「障害に合わせた働き方ができること（仕事の内容や勤務時間、休憩などの配慮）」が30.1%と最も高く、次いで「職場内で、障害に対する理解があること」が29.1%、「特にない・わからない」が20.9%となっています。



地域での生活について

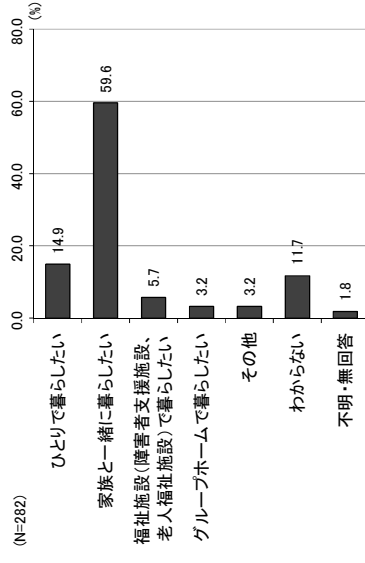
問 19 あなたは近所・地域のひととどのような付き合いをしていますか。（1つだけ○）

近所・地域のひととどのような付き合いをしているかについてみると、「あいさつをする程度の付き合い」が54.6%と最も高く、次いで「困ったときお互いに助け合うような付き合い」が27.3%、「全く関わっていない」が8.9%となっています。



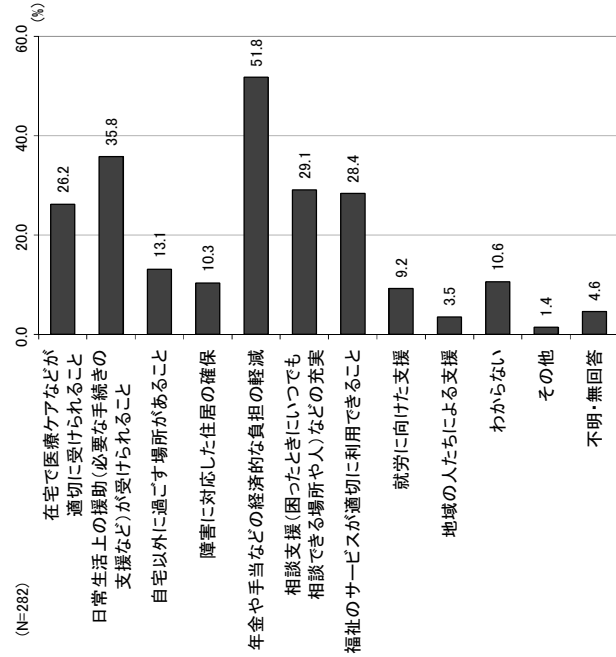
問 20 あなたは今後、どのように暮らしたいですか。（1つだけ○）

今後、どのように暮らしたいかについてみると、「家族と一緒に暮らしたい」が59.6%と最も高く、次いで「ひとりで暮らしたい」が14.9%、「わからない」が11.7%となっています。



問 21 あなたが自宅など地域で生活するときを考えたとき、どのような支援があればよいと思いますか。(主なもの3つまで○)

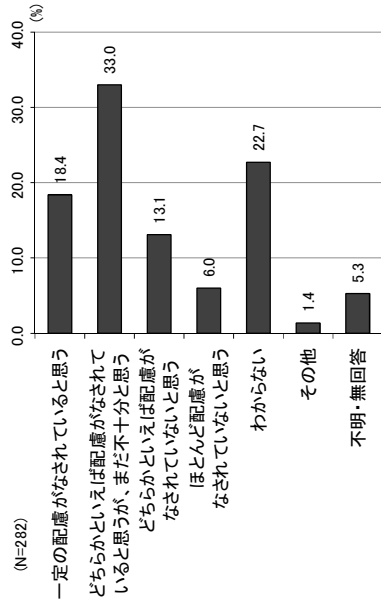
自宅など地域で生活することを考えたとき、どのような支援があればよいと思うかについてみると、「年金や手当などの経済的な負担の軽減」が51.9%ともっとも高く、次いで「日常生活上の援助（必要な手続きの支援など）が受けられること」が35.8%、「相談支援（困ったときにいつでも相談できる場所や人）などの充実」が29.1%となっています。



差別的解消

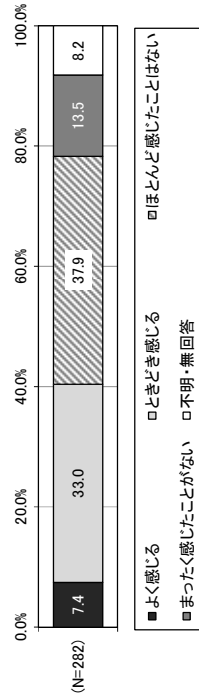
問 22 あなたは日ごろの生活のなかで、障害がある人への配慮がなされている、または、なされていないと感じたことがありますか。(1つだけ○)

日ごろの生活のなかで、障害がある人への配慮がなされている、または、なされていないと感じたことがあるかについてみると、「どちらかといえば配慮がなされていると思うが、まだ不十分と思う」が33.0%ともっとも高く、次いで「わからない」が22.7%、「一定の配慮がなされていると思う」が18.4%となっています。



問 23 日常生活で差別や偏見、疎外感を感じるときがありますか。(1つだけ○)

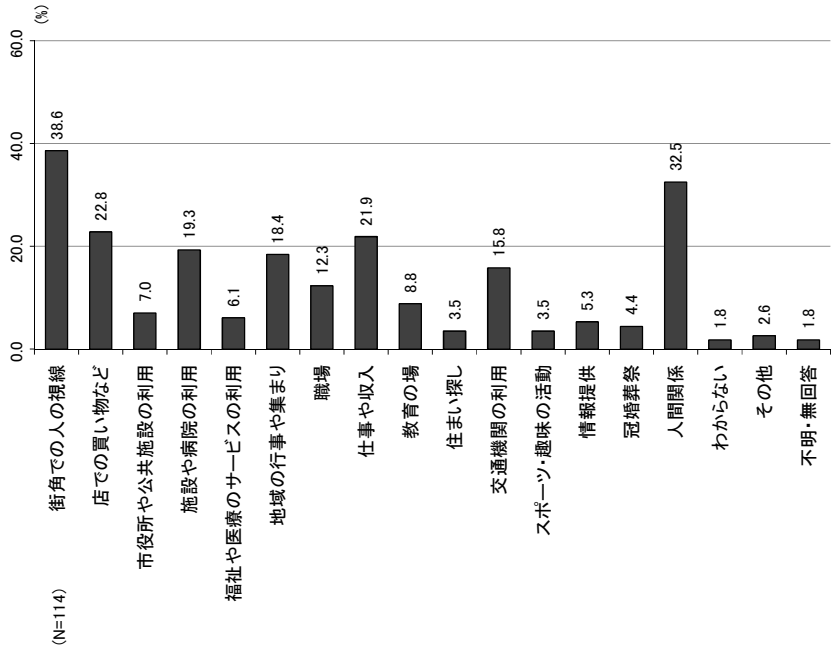
日常生活で差別や偏見、疎外感を感じるときがあるかについてみると、「ほとんど感じたことはない」が37.9%ともっとも高く、次いで「ときどき感じる」が33.0%、「まったく感じない」が13.5%となっています。



※問23で「1. よく感じる」か「2. ときどき感じる」と回答した方に伺います。

問24 どのようなときにそれを感しましたか。（あてはまるものすべてに○）

どのようなときにそれ（差別や偏見、疎外感）を感じたかについてみると、「街角での人の視線」が38.6%と最も高く、次いで「人間関係」が32.5%、「店での買い物など」が22.8%となつていま



宇和島市障がい者計画・障がい福祉計画（第5期）

発行年月：平成30年3月

発 行：宇和島市

編 集：宇和島市 保健福祉部 福祉課 障害福祉係

〒798-8601 愛媛県宇和島市曙町1番地

T E L：0895-24-1111

F A X：0895-24-1160
